

技術基準

第1 基本的事項（法第33条第1項第1号、同第2号、同第5号、同第6号、同第8号及び令第23条の2関係）

1 災害危険区域等の除外

主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、開発区域内に災害危険区域（建築基準法第39条第1項）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条第1項）、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項）及び浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項）の土地を含んではならない。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。

2 地区計画等

都市計画法第12条の4第1項各号に掲げる地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画又は集落地区計画が定められている地域においては、予定建築物等の用途又は開発行為の設計が、当該計画の内容に即して定められていなければならない。

3 公共施設、公益施設及び予定建築物の配分等

(1) 開発行為の目的に照らして、開発区域における利便の増進と開発区域及びその周辺の地域における環境の保全とが図られるように、公共施設、学校その他の公益施設及び予定建築物の用途の配分が定められていなければならない。

(2) 開発区域内の土地について、用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、流通業務地区が定められているときは、予定建築物の用途がこれに適合していなければならない。

(3) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とするものを除き、道路、公園、広場、消防の用に供する貯水施設の用に供する空地が、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置されていなければならない。また、当該空地に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していなければならない。

ア 開発区域の規模、形状及び周辺の状況

イ 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質

ウ 予定建築物等の用途

エ 予定建築物等の敷地の規模及び配置

(4) 住区の構成

主として住宅の建築の用に供する目的で行なう開発行為にあつては、表2－2住区の構成を参考に、適正な規模の道路、公園、排水施設等の公共施設及び公益的施設を配置して良好な居住環境を構成するよう設計すること。

表2-2 住区の構成

計画単位	隣保区	分区	近隣住区	地区	地区
近隣住区数			1	2	4
戸数	50~150	500~1,000	2,000~2,500	4,000~5,000	8,000~10,000
人口	200~600	2,000~4,000	7,000~10,000	14,000~20,000	28,000~40,000

(5) 街区の規模

戸建ての住宅の街区は、住区の状況を考慮して配置し、その規模は次により定めること。

ア 1街区の長辺は、120 ~180 m、短辺は30~50m程度を標準とすること。

イ 南北方向の街区は、東西方向の街区に比して短辺を小さくすること。

(6) 画地の規模

戸建住宅の一画地は、165 ~300 m²程度の規模を有するものを標準とし、過小宅地とならないようにするとともに、狭小又は細長な画地割とならないよう配慮すること。

第2 道路（法第33条第1項第2号、令第25条第1号から第5号、規則第20条及び同第20条の2関係）

1 道路の区分

道路の計画にあたっては、都市計画において定められた道路及び開発区域外の機能を阻害することなく、かつ、開発区域内外の道路機能が有効に発揮されるよう、発生集中交通量及び交通施設等の交通計画を勘案して、次に掲げる道路区分（図2—1道路の区分参照）により設計するものとする。

(1) 接続道路

接続道路とは、進入路又は開発区域内の主要な道路が接続することとなる開発区域外の道路をいう。なお、接続道路は、一般国道、県道、市道等とする。

(2) 進入路

進入路とは、接続道路から建築物等の建築等を予定している地域に至る区間の道路をいう。

なお、開発区域外となる進入路は、一般国道、県道及び市道等とする。

(3) 幹線道路

幹線道路とは、接続道路又は進入路からの交通を地区幹線道路へ導き、地区幹線道路からの交通を効率良く、安全に接続道路又は進入路に誘導する道路をいう。

(4) 地区幹線道路

地区幹線道路とは、幹線道路からの交通を区画道路へ導き、区画道路からの交通を集め、効率良く、安全に幹線道路に誘導する道路をいう。

(5) 区画道路

区画道路とは、開発区域の街区構成の基本となり、もっぱら個々の敷地への出入りを主目的とする道路で、通過交通を排除したものをいう。

(6) 細街路

細街路とは、開発区域内において地形その他特別の事情により、やむを得ないと認められる小区間の道路をいう。

(7) 自転車歩行者専用道路

自転車歩行者専用道路とは、もっぱら自転車及び歩行者の通行の用に供する道路をいう。

ただし、自転車歩行者専用道路は、予定建築物の敷地が接する必要がある道路には含まれない。

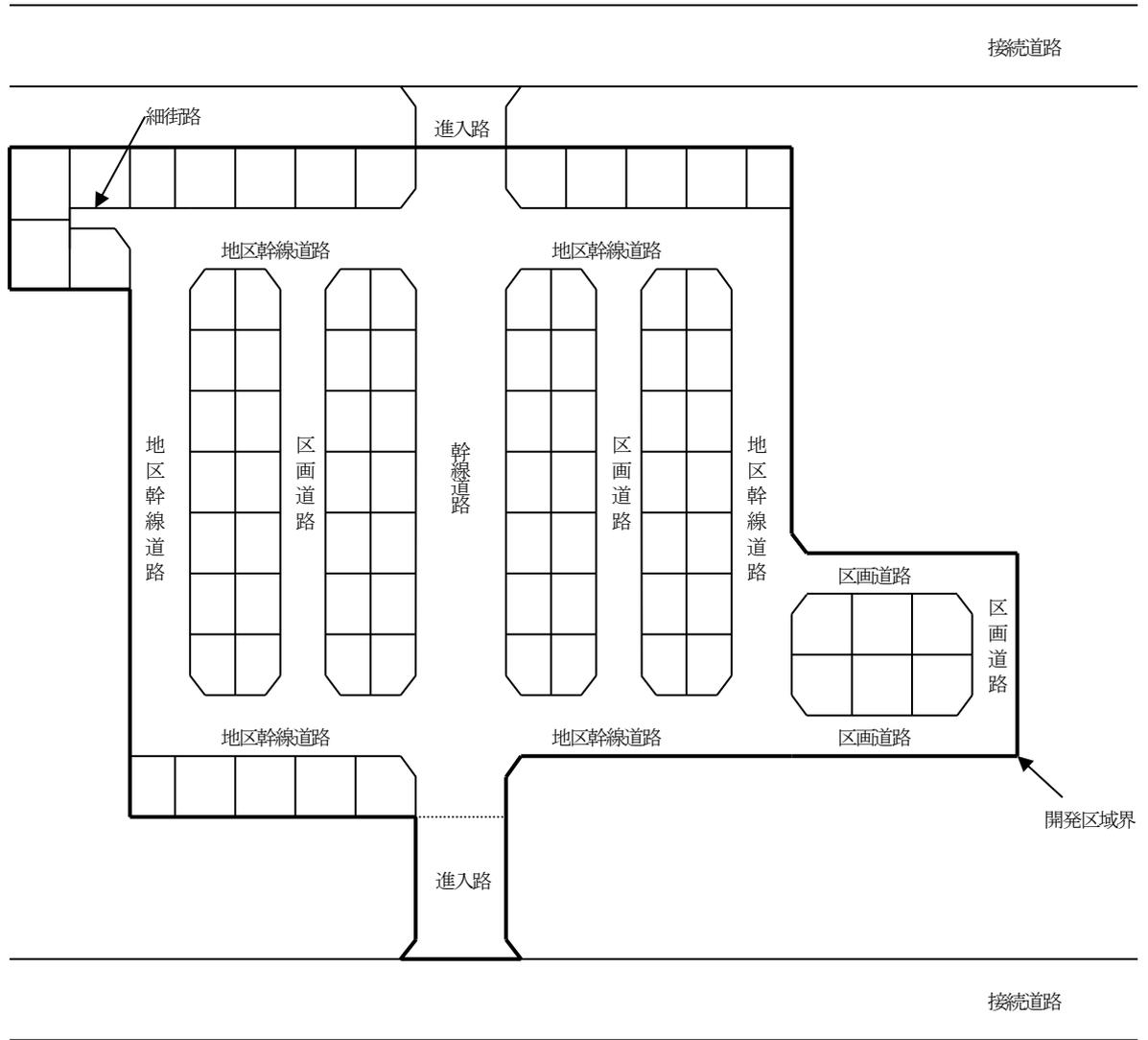


図2-1 道路の区分

2 道路の幅員

(1) 接続道路及び敷地が接する道路の幅員

開発規模、予定建築物の用途、予定建築物等の敷地の規模に応じ、接続道路（令第25条第4号）及び敷地が接する道路（令第25条第2号、幹線道路、地区幹線道路、区画道路、細街路）の幅員は、表2-3 接続道路及び敷地が接する道路の幅員により定めなければならない。なお、道路幅員は障害物等を除いた有効幅員とする。

表2-3 接続道路及び敷地が接する道路の幅員

予定建築物 / 道路	接続道路	敷地が接する道路 ※2	
		敷地の規模 1,000㎡未満	敷地の規模 1,000㎡以上
住宅 ※1	6.5m以上	6.0m以上	
住宅以外	9.0m以上	6.0m以上	9.0m以上

※1 住宅とは、一戸建専用住宅、共同住宅、寄宿舎、長屋、下宿及び建築基準法施行令第130条の3に規定する兼用住宅をいう（以下同じ）。

※2 敷地が接する道路は、小区間で通行上支障がなく、地形その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合は幅員を4.0m以上とすることができる。なお、小区間とは、その利用が当該道路に面する2～3程度の敷地の居住者等に限られる場合で、延長は35m未満とする。

(2) 一敷地の単体的な開発行為における敷地が接する道路の幅員（令第25条第2号ただし書）

開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、上記(1)によることが著しく困難と認められる場合であって、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造の道路の場合には、上記(1)にかかわらず4m以上とすることができる。

なお、これらの具体的な判断は次の例による。

ア 「開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、これによることが著しく困難であると認められる場合」について

- (ア) 開発区域の規模が概ね1ha以下であること。
- (イ) 開発区域が扁平であること。
- (ウ) 開発区域の既存道路への接続部分の間口が狭小であること。
- (エ) 開発区域の周辺に崖や河川等が存在していること。
- (オ) 既存道路沿いに建築物が連担していること。（拡幅に際して用地確保が困難なこと。）

イ 「環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造の道路の場合」について

- (ア) 開発区域内に新たに道路が整備されない場合の当該開発区域に接する道路であること。
- (イ) 良好な市街地形成を確保する観点から、日照、通風、採光等の点で支障がないこと。
- (ウ) 延焼の恐れがないこと。
- (エ) 避難活動上支障がないこと。
- (オ) 消防活動上支障がないこと。
- (カ) 通過交通が少なく、かつ、一日あたりの車両の交通量も少ないこと。

- (キ) 歩行者の数が少ないこと。
- (ク) 予定建築物の用途が、多数の車両の出入りが見込まれるものではないこと。
- (ケ) 予定建築物の用途が業務の用に供するものの場合、その事業活動に支障を生じないこと。
- (注) アについては、開発区域の規模等の各事項全てについて総合的に判断し、イについては全ての条件を満たすこと。

(3) 進入路の幅員及び方向

進入路を設ける場合は、表2-4 進入路の幅員及び方向によること。なお、道路幅員は障害物等を除いた有効幅員とする。

表2-4 進入路の幅員及び方向

予定建築物		開発面積	1 ha未満		1 ha以上	
		幅員・方向	幅員	方向	幅員	方向
住宅			6.0m以上	1以上	6.0m以上	2以上
住宅以外	集客施設 ※		9.0m以上	1以上	9.0m以上	2以上
	その他		6.0m以上	1以上	6.0m以上	2以上

※ 集客施設とは、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

ただし、開発区域周辺の土地利用状況及び交通状況を勘案し、上記を適用することが困難又は著しく不適当であると認められる場合は、次のとおりとすることができる。

ア 予定建築物が集客施設以外で開発面積が1 ha未満の場合、幅員を4.0m以上とすること。

イ 予定建築物が集客施設で開発面積が1 ha未満の場合、幅員を6.0m以上とすること。

ウ 予定建築物が集客施設以外で開発面積が1 ha以上の場合、1方向のみ幅員を4.0m以上とすること。

エ 予定建築物が集客施設で開発面積が1 ha以上の場合、1方向のみ幅員を6.0m以上とすること。

なお、上記のただし書きの適用にあたっては、次に掲げる事項を総合的に判断し決定するものとする。

- ・ 進入路が、開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、拡幅整備を行うことに多大な期間を要すること。
- ・ 前記(2) 「一敷地の単体的な開発行為における敷地が接する道路の幅員」に掲げる各項目。
- ・ 上記ただし書きア、ウにあつては、進入路のうち6 m未満の部分 300m毎に待避所があること。
- ・ 上記ただし書きア、ウにあつては、進入路における現況交通量が1,500台/日未満であること。

(4) 道路の幅員

本基準における道路及び歩道の幅員は、図2-1道路の幅員を標準とする。

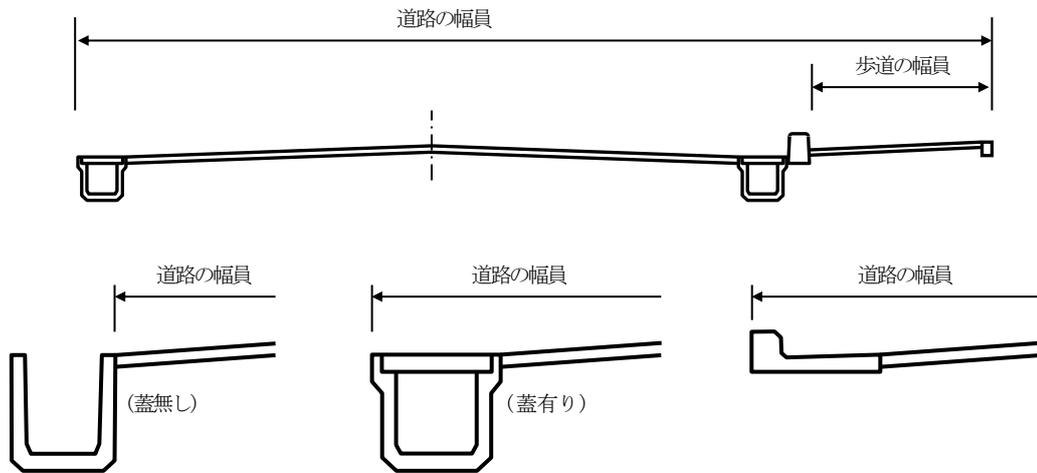


図2-1 道路の幅員

(5) 道路の敷地

道路の敷地は、図2-2道路の敷地を標準とし協議により決定する。

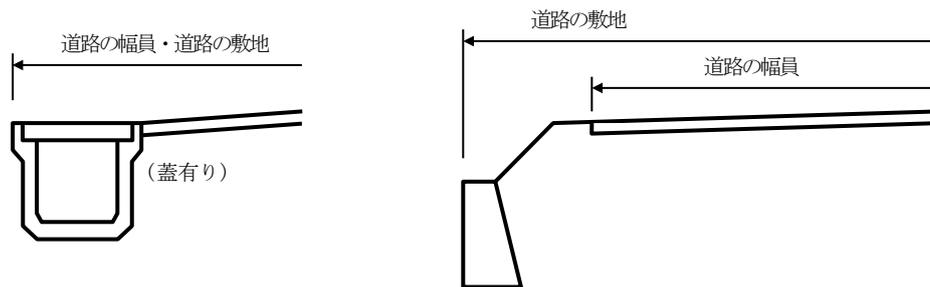


図2-2 道路の敷地

3 歩道の設置と幅員

開発区域内の幅員 9.0m以上の道路は、歩車道が分離されていなければならない。

なお、歩道の幅員は 2.0m以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は 3.0m以上とすること。

4 市街化調整区域における道路の配置

市街化調整区域における開発区域の面積が20ha以上の開発行為にあつては、予定建築物等の敷地から 250m以内の距離に幅員12m以上の道路が設けられていなければならない。

5 道路の構造

(1) アスファルト舗装の設計

開発行為により設ける道路は、原則として表2-5舗装構成により舗装すること。

表2-5 舗装構成

種別	表層	路盤	
		上層路盤	下層路盤
車道	別途定めるAs合材 5cm以上	M-40 15cm以上	C-40 15cm以上
歩道	細粒度As13F 3cm以上	C-40 25cm以上 (凍上抑制層を含む)	

※ 再生材の利用を可とする。

(2) 道路の横断勾配

ア 車道 (アスファルト舗装、コンクリート舗装) は、1.5%以上2.0%以下とすること。

イ 歩道は、2.0%とすること。

(3) 道路の排水

道路には雨水等を有効に排水するため必要な側溝、街渠その他の適当な施設を設けなければならない。

(4) 道路の縦断勾配

道路の縦断勾配は、9%以下でなければならない。ただし、地形等によりやむを得ないと認められた場合は小区間に限り12%以下とすることができる。なお、幹線道路においては6%以下とすること。

(5) 道路内に設ける階段の制限

道路は階段状としてはならない。ただし、もっぱら歩行者の通行の用に供する道路で、通行の安全上支障がないと認められるものにあつてはこの限りでない。なお、道路を階段状とする場合には、次に掲げる事項に適合するものであること。

ア 階段は、全体の高さが7m以下で、かつ、高さ3m以内ごとに踏巾 1.5m以上の踊場を有すること。

イ 幅員は、有効幅員で2m以上であること。

ウ 踏面は30cm以上とし、けあげは15cm以下とすること。

エ 階段の踏面には、標準で1.5%の横断勾配が付されていること。

オ 階段には手摺りを設け、上端に車止めを設けること。

カ 階段は、原則としてセメントコンクリート構造であること。

キ 道路との接続部には転回広場を設けること。

(6) 袋路状道路の制限

道路は、袋路状としてはならない。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。なお、道路の終端は自転車歩行者専用道路によって、公園等若しくは道路に接続することが望ましい。

ア 車道幅員が8m以上の場合

イ 車道幅員が6m以上8m未満の場合

(ア) 延長が35m未満の場合

(イ) 終端が公園、広場等で自動車の転回に支障がないものに接続している場合

(ロ) 終端に転回広場を設けている場合

(ハ) 延長が35m以内ごとに転回広場を設けている場合

ウ 車道幅員が4m以上6m未満の場合

延長が35m未満の場合

エ 当該道路の延長若しくは当該道路と他の道路との接続が、近い将来具体的に予定されている場合又は避難道路等で避難上及び車両の通行上支障がない場合

(注) 延長とは、既存の幅員8m未満の袋路状道路に接続する道路にあつては、当該袋路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。

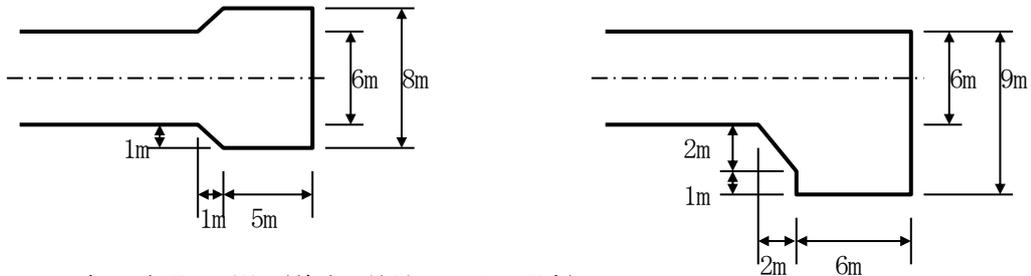


図2-3 転回広場の形状（道路の終端に設ける場合）

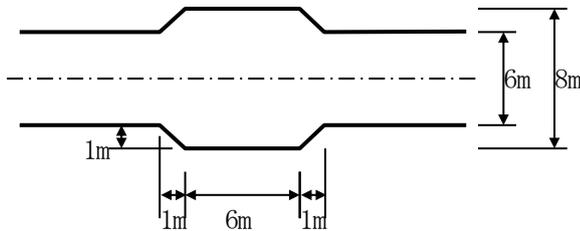


図2-4 転回広場の形状（道路の中間に設ける場合）

(7) 道路の隅切り長

道路の交差は、できる限り直角に近い角度で交差させることとする。また、交差部には隅切りを設置し、その大きさは相互道路の級別により、表2-6隅切り長の標準値に定める値を標準とすること。

表2-6 隅切り長の標準値 (単位：m)

級別	1級	2級	3級	4級
1級	12	10	5	3
2級		10	5	3
3級			5	3
4級				3

※ 級は、道路構造令第3条に定める区分による。

(8) 歩道等における段差及び勾配等

ア 歩道等の一般的構造

(ア) 歩道等の構造の原則

歩道等の整備にあたっては、道路構造令の規定によるとともに、歩行者及び自転車の安全かつ円滑な通行の確保、自動車交通に起因する弊害の軽減、沿道住民の居住環境の向上、良好な

都市環境の形成又は公共公益施設の収容のために十分機能する構造とすること。

(イ) 縁石で区画された歩道等の形式

- a 歩道等は、セミフラット形式を標準とする。ただし、バス停留所等に接する場合においては、この限りでない。
- b 縁石を設置する場合には、その高さは、歩行者及び自転車の安全な通行を確保するとともに、沿道の状況等に配慮して15cmを標準とする。ただし、当該歩道等を設置する一定区間において車両乗入れ部を設けない場合又は交通安全対策上必要な場合には20cmまで、橋又はトンネルの区間においては、当該構造物を保全するために25cmまで高くすることができる。
- c 上記の規定において、さく、植樹帯又は並木が連続している等歩行者及び自転車の安全な通行が確保されている場合であって、雨水の適切な誘導等が確保できる場合には、必要に応じ縁石の高さは5cmまで低くすることができる。
- d 歩道等面の高さは、当該地域の地形、気象、沿道の状況及び交通安全施設の設置状況等を考慮し、雨水の適切な誘導を勘案して決定するものとする。

(ロ) 歩行環境の確保

- a 歩道等面に設ける勾配は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合を除き、車いす等の安全な通行を考慮して、下記を標準とする。
 - (a) 縦断勾配 5%以下（ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合には8%以下）
 - (b) 横断勾配 2%
 - b バス停車帯又はバス停留所に接する歩道等においては、乗降する車いすの利便性を考慮して、必要に応じ歩道等面の高さの調整等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (イ) 分離帯において車道境界に縁石を設ける場合には、その高さは25cm以下とする。

イ 横断歩道箇所等における車道とのすりつけ部

(ア) 適用の範囲

この基準は、マウントアップ形式及びセミフラット形式の歩道等において、次に示す箇所を設ける場合に適用する。

- a 歩道等の巻込み部における歩道等と車道とのすりつけ部
- b 横断歩道箇所における歩道等と車道とのすりつけ部
- c 横断歩道箇所における分離帯と車道とのすりつけ部

(イ) 車道とのすりつけ部の構造

- a 歩道等の巻込み部における歩道等と車道とのすりつけ部及び横断歩道箇所における歩道等と車道とのすりつけ部については、次の構造を標準とする。
 - (a) すりつけ部の縦断勾配
すりつけ部の縦断勾配は、車いす等の安全な通行を考慮して5%以下とする。ただし、路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況等によりやむを得ない場合には、8%以下とする。
 - (b) 水平区間
 - (a) の縦断勾配と段差との間には、水平区間を設けることとし、その値は1.5m程度とする。ただし、やむを得ない場合には、この限りでない。
 - (c) 車道との段差
歩道等と車道との段差は、視覚障害者の安全な通行を考慮して2cmとする。

- b 横断歩道箇所における分離帯は、車道と同一の高さとする。ただし、歩行者及び自転車の横断の安全を確保するために分離帯で滞留させる必要がある場合には、その段差は2cmとする。

(ウ) その他留意事項

a 排水施設

歩道等面が低いために強雨時に水の溜まる恐れがある箇所では、雨水ますを追加する等排水に十分配慮するものとする。

b 交通安全対策

歩道等の巻込み部又は交差点の歩道屈曲部において自動車の乗上げを防止するために、主要道路の車道に面してさく若しくは低木の植込みを設置する、又は縁石を高くする等必要な措置を講ずるよう配慮するものとする。

c 歩道等と民地とのすりつけ

車道とのすりつけによって歩道等と民地との高低差が生じ、歩行者又は自転車の通行に支障をきたす場合には、当該歩道等における民地側のすりつけ等の処置を行うよう配慮するものとする。

ウ 車両乗入れ部

(ア) 適用範囲

この基準は、マウントアップ形式、セミフラット形式及びフラット形式の歩道等において、車両乗入れ部を設ける場合に適用する。

a 車両乗入れ部は、原則として次に掲げる場所以外に設けるものとする。

ただし、民家等にその家屋所有者の自家用車が出入りする場合であって、自動車の出入りの回数が少なく、交通安全上特に支障がないと認められる場合には、(b)から(d)は適用しないことが出来るものとする。また、(g)、(h)については、道路管理者及び公安委員会が移設を認め開発者が移設する場合はこの限りではない。

(a) 横断歩道及びその側端から前後5m以内の部分

(b) トンネルの前後50m以内の部分

(c) バス停留所を表示する表示柱又は標示板の位置から前後10m以内の部分及びバス停車帯。

(d) 地下道及び横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分

(e) 交差点及びその側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分。

(f) 橋の部分

(g) 横断防止柵、ガードレール及び車止めの設置されている部分。

(h) 交通信号機、道路照明灯、カーブミラー等の設置されている部分。

(i) その他道路の交通及び構造に支障のある部分。

(イ) 車両乗入れ部の構造

a 植樹帯等の幅員内ですりつけを行う構造

(a) 植樹帯等(路上施設帯を含む。)がある場合には、当該歩道等の幅員内での連続的な平坦性を確保するために、当該植樹帯等の幅員内ですりつけを行い、植樹帯等以外の幅員内には、すりつけのための縦断勾配、横断勾配又は段差を設けないものとする。この場合には、以下の構造を標準とする。

(b) (a) のすりつけ部の横断勾配は、15%以下とする。ただし、特殊縁石(歩道等の切下げ

量を少なくすることができる形状をもつ縁石)を用いる場合には10%以下とする。

(c) 歩車道境界の段差は、歩行者及び自転車の安全な通行等を考慮して5 cm以下とする。

b 歩道等内においてすりつけを行う構造

(a) 植樹帯等がない場合又は植樹帯等があってもaの構造がとれない場合には、ア(ウ) a (b)に基づき歩道等の平坦部分を確保し、残りの幅員ですりつけを行うものとする。この場合には、以下の構造を標準とする。

(b) (a) のすりつけ部の横断勾配は、15%以下とする。ただし、特殊縁石を用いる場合には10%以下とする。

(c) 歩車道境界の段差は、歩行者及び自転車の安全な通行等を考慮して5 cm以下とする。

c 歩道等の全面切下げを行う構造

(a) 歩道等の幅員が狭くa又はbの構造によりすりつけができない場合には、車道と歩道等、歩道等と民地の高低差を考慮し、車両乗入れ部を全面切下げで縦断勾配によりすりつけるものとする。この場合には、以下の構造を標準とする。

(b) (a) のすりつけ部の縦断勾配は、5%以下とする。ただし、路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者又は自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況によりやむを得ない場合には、8%以下とする。

(c) 歩車道境界の段差は、歩行者及び自転車の安全な通行等を考慮して5 cm以下とする。

(ウ) その他留意事項

a 排水施設

歩道等面が低いために強雨時に水の溜る恐れがある箇所では、雨水ますを追加する等排水に十分配慮するものとする。

b 交通安全対策

車両乗入れ部から車両乗入れ部以外の歩道等への車両の進入を防止し、歩行者及び自転車の安全かつ円滑な通行を確保するために、必要に応じさく等の施設により交通安全対策を実施するよう配慮するものとする。

c 歩道等と民地とのすりつけ

車道とのすりつけによって歩道等と民地との高低差が生じ、歩行者又は自転車の通行に支障をきたす場合には、当該歩道等における民地側のすりつけ等の処置を行うよう配慮するものとする。

(9) 防護施設及び交通安全施設等

開発行為により設けられる道路が次に該当する場合は、防護施設及び交通安全施設等を設置するものとする。

ア 道路が、がけ面又は河川等に接している箇所

イ 道路が屈折している箇所

ウ 歩行者、通行車輛及び住民の安全のために必要な箇所

(10) 橋梁

橋梁は、その設計に用いる設計自動車荷重を250kNとし、当該橋における大型の自動車の交通の状況を勘案して、安全な交通を確保することができる構造とするものとする。

ただし、橋の機能等特別な事情がある場合は、別途協議のうえ設計荷重及び構造を決定するものとする。

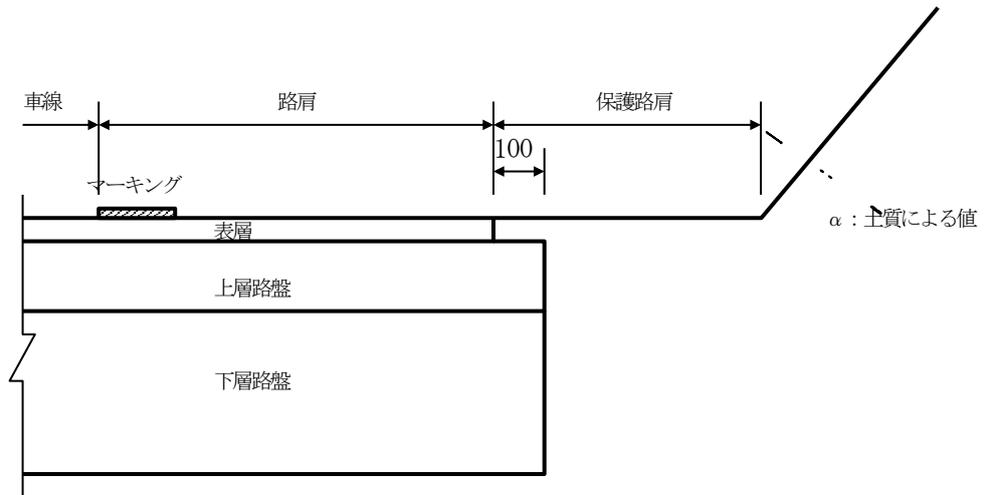
(11)その他

道路の構造は、前項によるもののほか参考図Ⅰ－1－1から図Ⅴ－3により定めること。

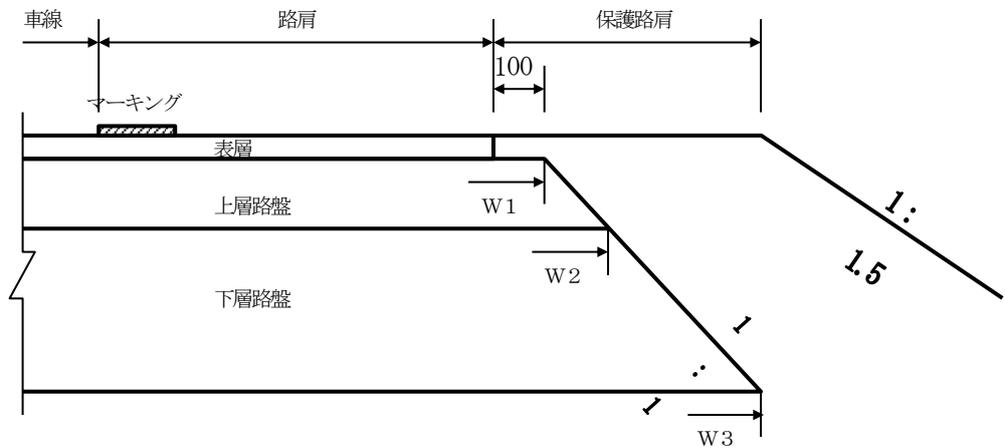
[参考—準拠する法令等]

- ・道路法（昭和27年法律第 180号）
- ・道路法施行令（昭和27年政令第 479号）
- ・道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）
- ・道路構造令（昭和45年政令第 320号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第 379号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第 110号）
- ・移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第 116号）
- ・ひとにやさしいまちづくり条例（平成 7年岩手県条例第41号）
- ・ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成 7年岩手県規則第97号）
- ・舗装の構造に関する技術基準・同解説（公益社団法人日本道路協会）
- ・舗装設計施工指針（〃）
- ・舗装施工便覧（〃）
- ・舗装設計便覧（〃）
- ・道路土工指針（〃）
- ・防護柵の設置基準・同解説（〃）
- ・道路照明施設設置基準解説（〃）
- ・立体横断施設技術基準（〃）
- ・道路橋示方書・同解説（〃）
- ・盛岡市道路の構造の一般的技術的基準を定める条例（平成24年条例第42号）
- ・盛岡市移動等円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）

【参考図】

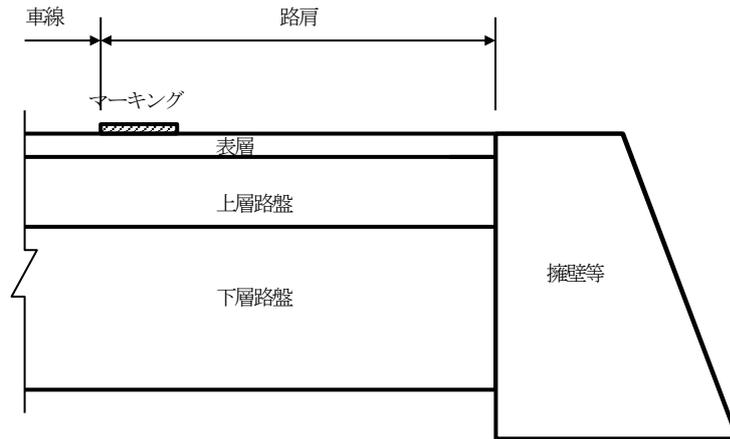


参考図 I-1-1 路肩舗装構造 (標準構造一切土部) 単位: mm

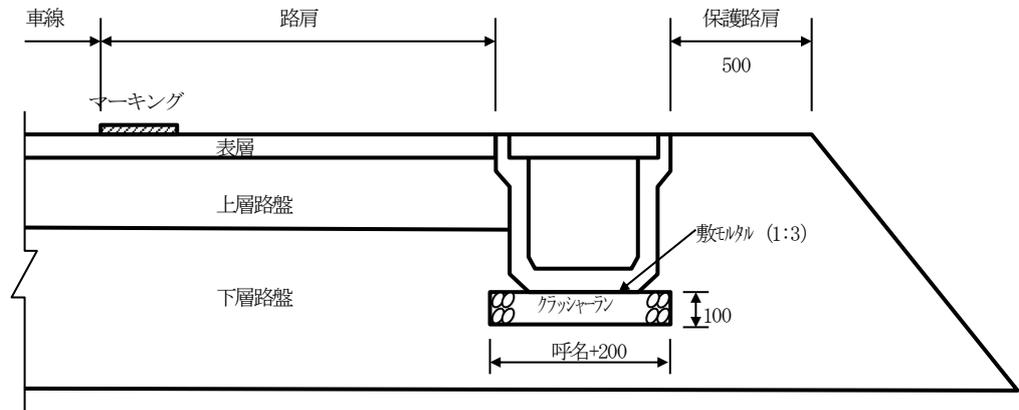


- (注) 1 表層厚及び上層路盤厚は車道部にあわせること。
 2 表層は路肩まで舗装のこと。
 3 路盤の施工管理については、W1、W2、W3それぞれの幅とすること。

参考図 I-1-2 路肩舗装構造 (標準構造一盛土部) 単位: mm



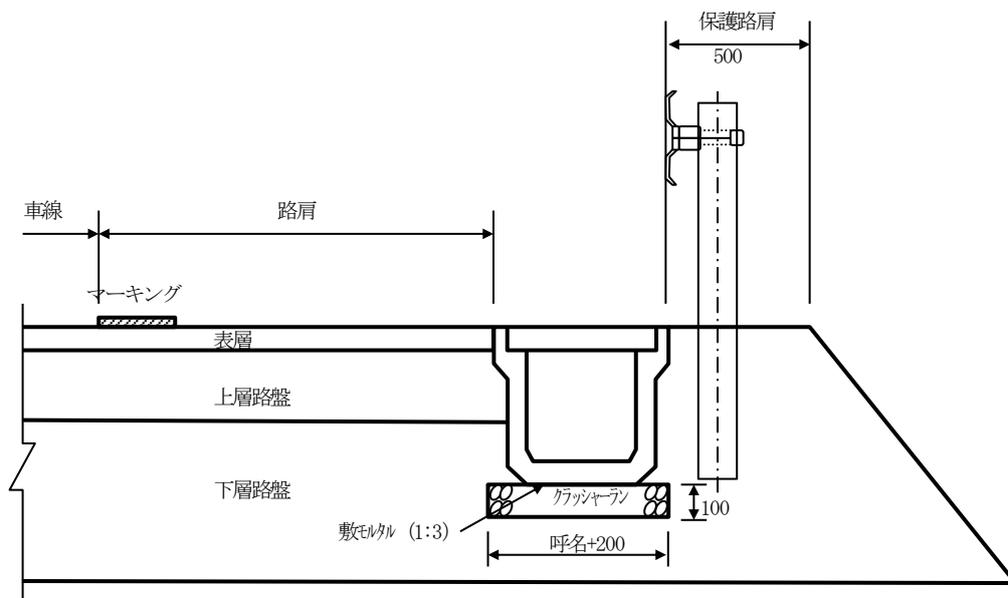
参考図 I-1-3 路肩舗装構造 (標準構造—路側に構造物がある場合)



(注) 1 敷モルタルの厚さは30mmとする。

参考図 I-2-1 路肩舗装構造 (路肩の外に排水構造物を設けた構造—防護柵のない道路)

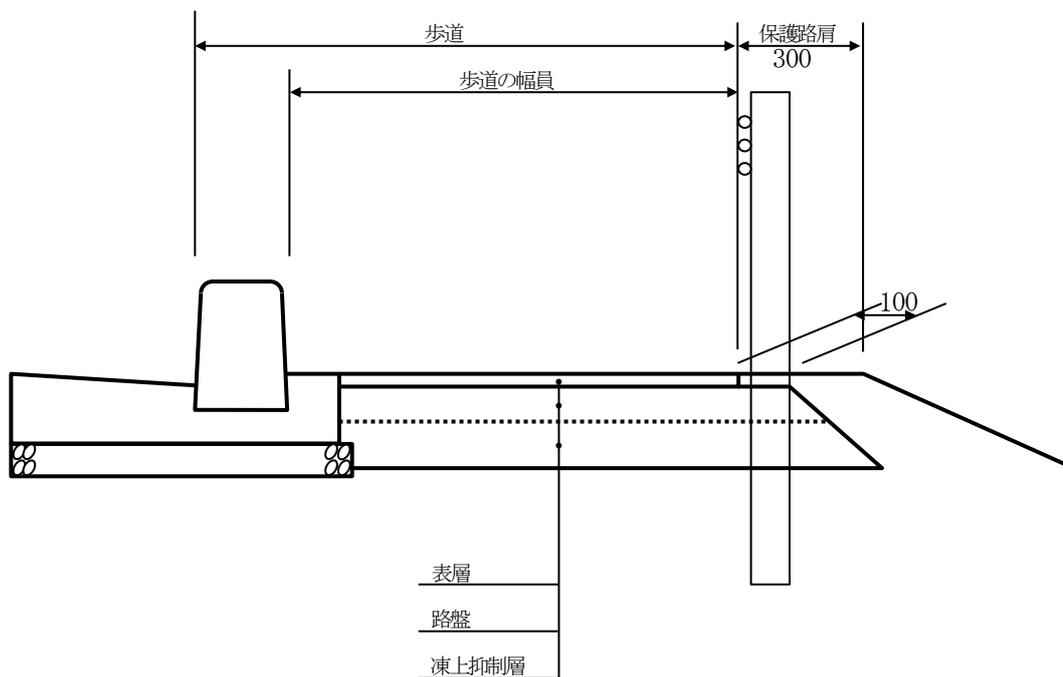
単位: mm



(注) 1 敷モルタルの厚さは30mmとする。

参考図 I-2-2 路肩舗装構造 (路肩の外に排水構造物を設けた構造—防護柵がある道路)

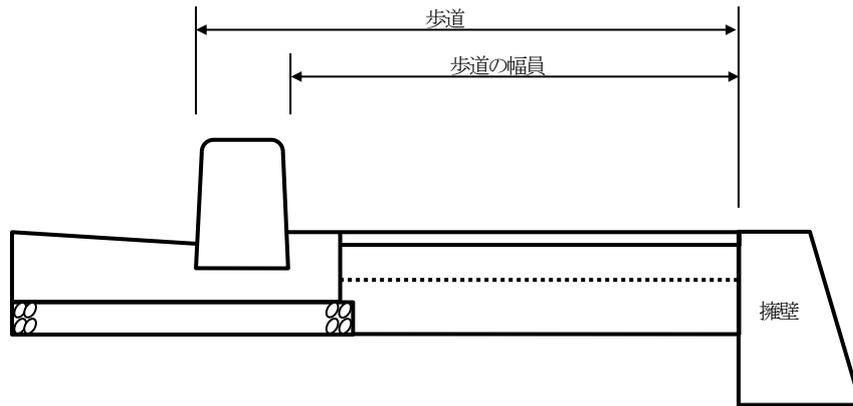
単位：mm



(注) 1 歩道の幅員は2.0m以上とすること。

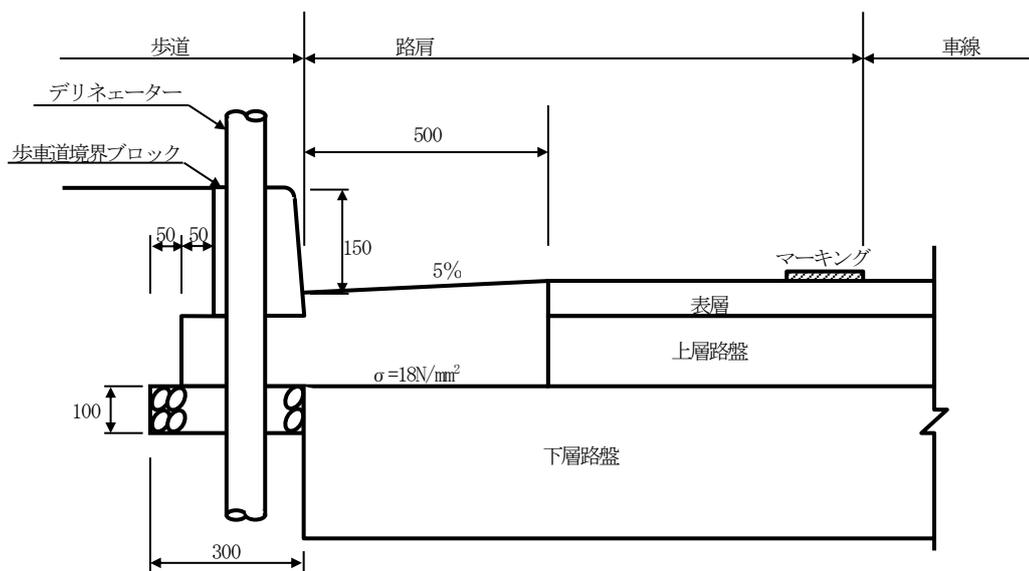
2 マウントアップタイプの場合の歩道の幅員は、歩車道境界ブロックの前面からとすること。

参考図 II-1 歩道舗装構造 (保護路肩がある場合) 単位：mm

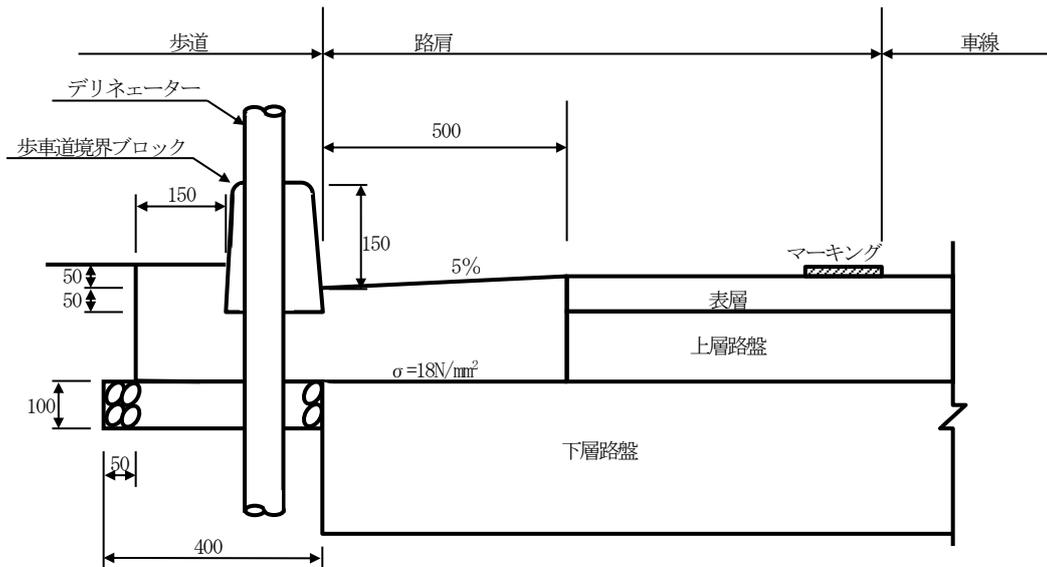


- (注) 1 歩道の幅員は2.0m以上とすること。
 2 マウントアップタイプの場合の歩道の幅員は、歩車道境界ブロックの前面からとすること。

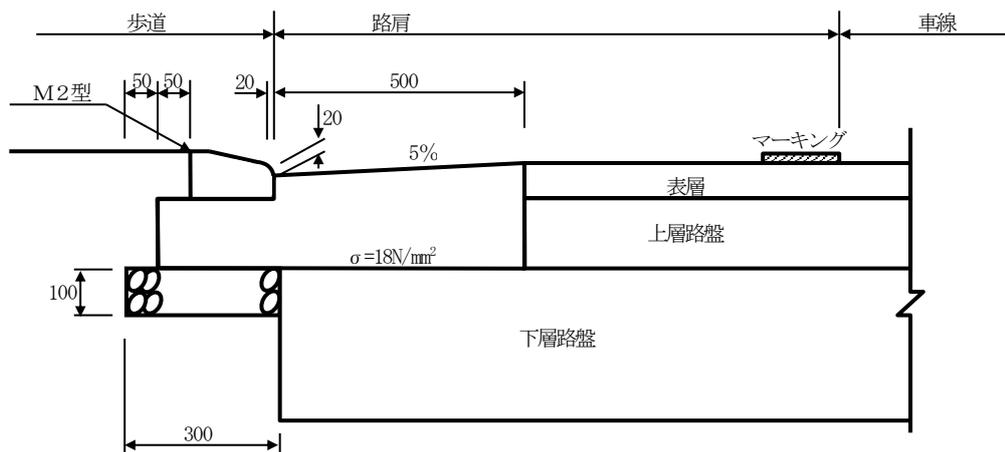
参考図 II-2 歩道舗装構造 (路側に構造物がある場合)



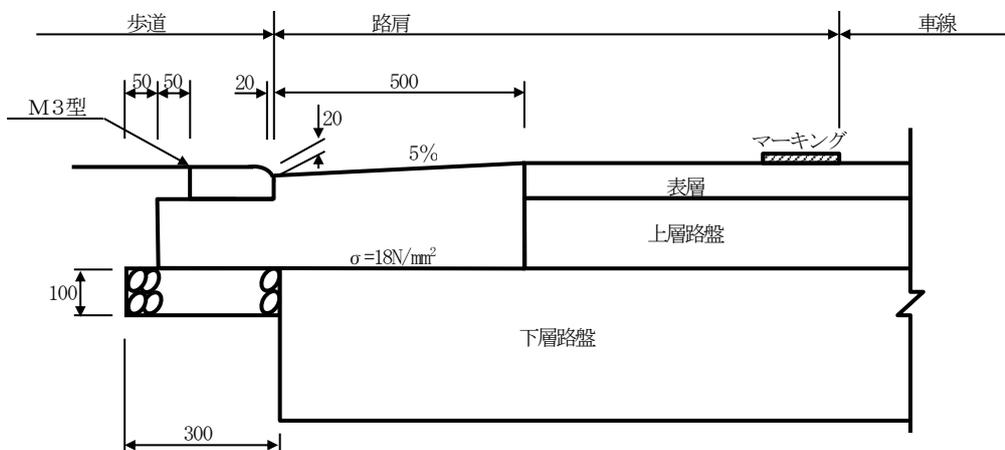
参考図 III-1 現場打ちL型側溝構造 (マウントアップタイプ) 単位: mm



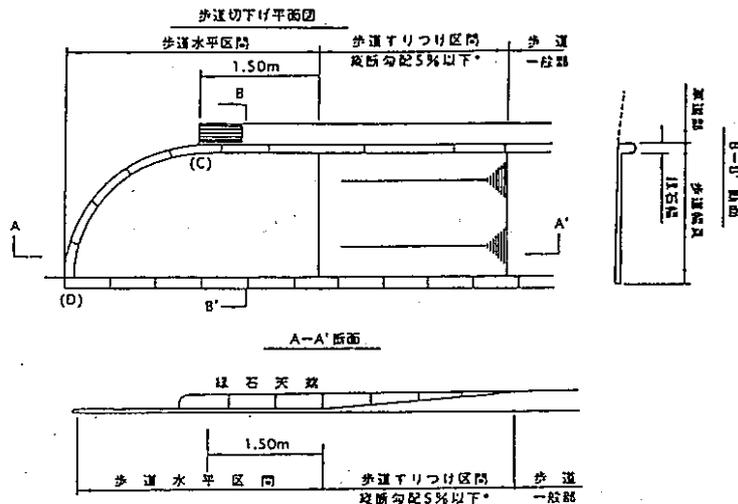
参考図 III-2 現場打ちL型側溝構造（セミフラットタイプ）単位：mm



参考図 III-3 現場打ちL型側溝構造（車輛乗入部）単位：mm



参考図 III-4 現場打ちL型側溝構造（横断歩道部）単位：mm

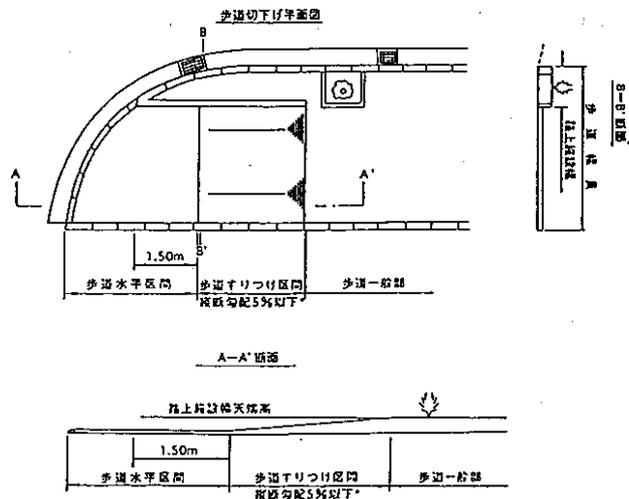


(注) 1 歩道水平区間については、巻込開始(C) からすりつけ区間との間に1.5 m程度設けることが望ましい。このように設けられない場合には、巻込終点(D)から1.5 m以上設ける。

(注) 2 縁石は両面加工した特殊ブロックを使うなど、歩行者等の安全な通行が確保されるよう配慮する。

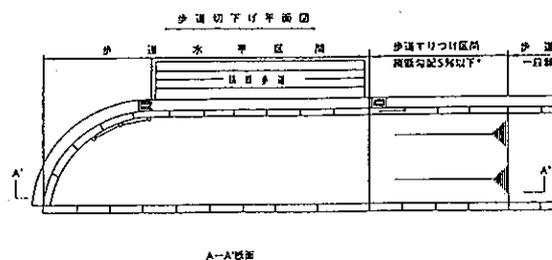
※ 路面凍結や積雪の状況を考慮して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況によりやむを得ない場合には、8%以下とする。

参考図 IV-1 歩道の車道とのすり付け構造 (歩道等の巻込部—歩道等の幅員が狭い場合)



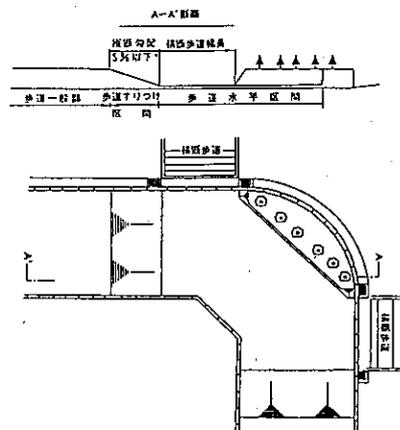
(注) 路面凍結や積雪の状況を考慮して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況によりやむを得ない場合には、8%以下とする。

参考図 IV-2 歩道の車道とのすり付け構造 (歩道等の巻込部—歩道等の幅員が広い場合)



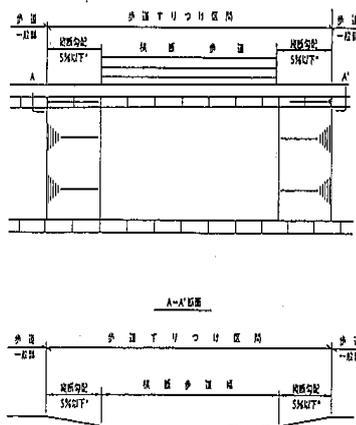
(注) 路面凍結や積雪の状況を考慮して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況によりやむを得ない場合には、8%以下とする。

参考図 IV-3 歩道の車道とのすり付け構造 (横断歩道箇所)



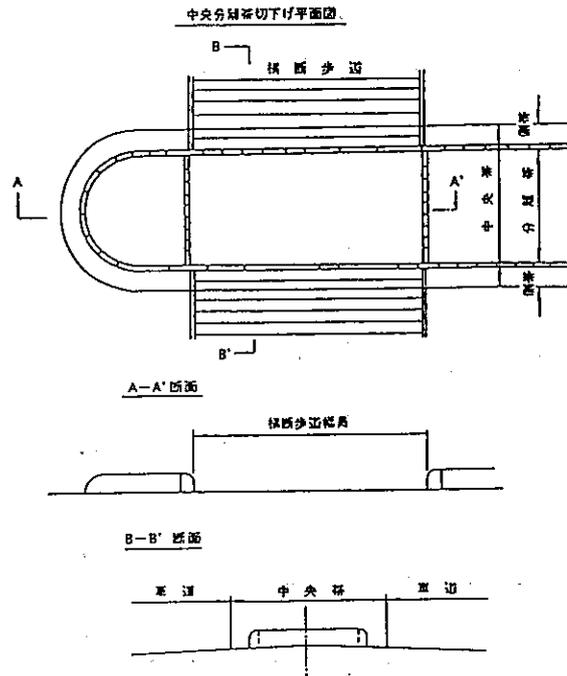
(注) 路面凍結や積雪の状況を考慮して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況によりやむを得ない場合には、8%以下とする。

参考図 IV-4 歩道の車道とのすり付け構造 (横断歩道箇所—交差点に横断歩道がある場合)

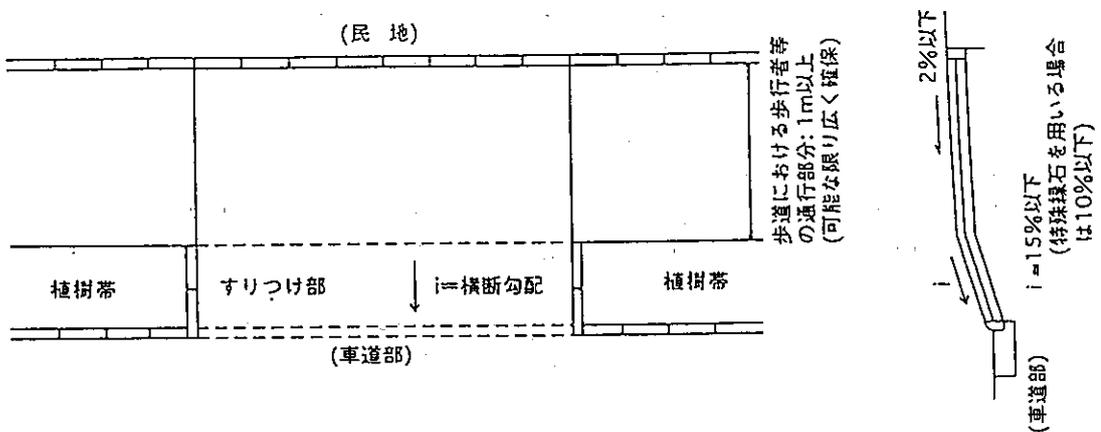


(注) 路面凍結や積雪の状況を考慮して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況によりやむを得ない場合には、8%以下とする。

参考図 IV-5 歩道の車道とのすり付け構造（横断歩道箇所—交差点部以外に横断歩道がある場合）

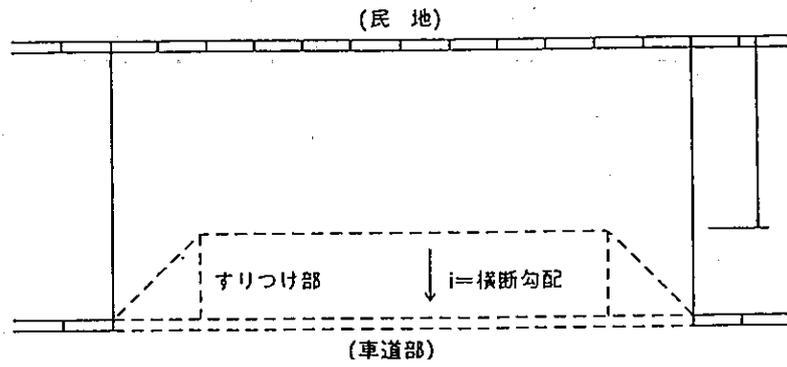


参考図 IV-6 歩道の車道とのすり付け構造（横断歩道箇所—中央分離帯がある場合）

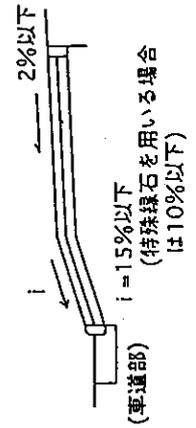


(注) 車輛の安全な通行に支障をきたすことのないよう、必要に応じ隅切り等を行う。

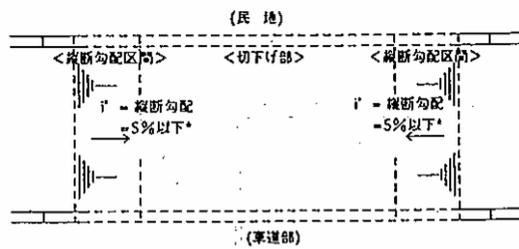
参考図 V-1 歩道の車輛乗入構造（植樹帯等の幅員内ですり付けする場合）



歩道における歩行者等の通行部分: 1m以上
(可能な限り広く確保)



参考図 V-2 歩道の車輛乗入構造 (歩道内ですり付けする場合)



(注) 路面凍結や積雪の状況を考慮して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況によりやむを得ない場合には、8%以下とする。

参考図 V-3 歩道の車輛乗入構造 (歩道等全面切下げする場合)

第3 公園等（法第33条第1項第2号、令第25条第6号、同第7号、規則第21条及び同第25条関係）

1 公園等の配置

(1) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とするもの以外の開発行為にあつては、公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）が、開発区域の規模、形状及び周辺の状況、開発区域内の土地の地形及び地盤の性質、予定建築物等の用途、予定建築物等の敷地の規模及び配置を勘案して、開発区域内の居住者等の利用上支障がないような規模及び構造で適当に配置されなければならない。

(2) 公園等は、表2-7公園等の種類と面積により設けなければならない。

表2-7 公園等の種類と面積

開発区域の規模	設置する公園等の種類	開発区域の規模に対する公園等の合計面積の割合	公園等の面積
0.3ha以上5ha未満	公園、緑地又は広場 ※1	3%以上	※2
5ha以上20ha未満	公園（予定建築物等の用途が住宅以外の場合は公園、緑地又は広場）	同上	1箇所300㎡以上、かつ、1,000㎡以上の公園が1箇所以上
20ha以上	同上	同上	1箇所300㎡以上、かつ、1,000㎡以上の公園が2箇所以上

※1 予定建築物等の用途が住宅の場合は、公園を設置すること。

※2 公園等は、1箇所又は2箇所程度にまとめて設置することが望ましく、1箇所当たりの面積は、防災上、避難活動上の見地から150㎡以上とすること。

ただし、開発区域の規模が0.3ha以上5ha未満であり、開発区域の周辺に相当規模の公園等が存する場合、予定建築物等の用途が住宅以外のものであり、かつ、その敷地が一である場合等開発区域の周辺状況並びに予定建築物等の用途及び敷地の配置を勘案して特に必要がないと認められる場合はこの限りでない。

(3) 上記のただし書きは、次に該当する場合等に適用できるものとする。

ア 当該開発行為で設置しなければならない公園等に相当する既存の公園等が存し、面積的にも誘致距離の点からも当該開発区域内の居住者が支障なく利用できる状況にある場合。

イ 土地区画整理事業等が完了した区域内又は現に施行している区域内で行う開発行為の場合。

(4) 公園は、表2-8公園の種別と標準誘致距離により配置すること。

表2-8 公園の種別と標準誘致距離

種別	目的	面積	標準誘致距離
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供する。	2,500㎡未満	250m
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供する。	20,000㎡	500m
その他の公園	上に掲げるもの以外の公園	利用目的等による	利用目的等による

- (5) 公園等は、当該開発区域内の居住者の利便性、防災面、維持管理面等から、少なくとも敷地の1辺が道路に接するように配置すること。
- (6) 公園等は、防犯上、道路等からの見通しが確保できる場所に配置すること。

2 公園等の整備

公園等は、下記により整備すること。

(1) 公園等の形状及び勾配

公園等の形状及び勾配は、その公園等が担うべき機能が十分に発揮できるよう設定すること。また、公園にあっては、広場、遊戯施設等の施設が有効に配置できるよう設定しなければならない。

(2) 公園等の施設

ア 公園等には、その公園等が担うべき機能に応じて、適当な公園施設を選定の上整備するものとし、各公園施設の設置にあたっては、道路等からの見通しが確保できるように配慮するものとする。

イ 公園等の敷地の周囲には、利用者の安全の確保及び管理のためフェンス又はへい等を設置すること。なお、フェンスを設置する場合は、1.2m以上の高さとする。

ウ 出入口

(ア) 公園等の出入口は、出来るだけ2箇所以上設置することとし、面積が、1,000㎡以上の公園にあっては、2箇所以上の出入口を設けなければならない。

(イ) 公園の出入口には、車止めを設置すること。

(ウ) 公園の出入口のうち少なくとも1箇所は、管理用車両等が出入りできる構造とすること。

(エ) 公園の出入口付近には、園名板を設置すること。

エ 雨水

(ア) 公園には、雨水等を有効に排出するために適当な施設を設けなければならない。

(イ) 園内は適正な水勾配（おおむね1%以内）を設け、雨水が滞留しないような措置を講ずること。また、ほこり等が飛散することのないような措置を講ずること。

オ 市に帰属される公園等の敷地の境界には、本市規格の境界杭等を設置すること。

[参考—準拠する法令等]

- ・都市公園法（昭和31年法律第79号）
- ・都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）
- ・都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）
- ・移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号）
- ・盛岡市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年条例第48号）
- ・ひとにやさしいまちづくり条例（平成7年岩手県条例第41号）

- ・ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成7年岩手県規則第97号）
- ・都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）
- ・遊具の安全に関する規準（一般社団法人日本公園施設業協会）

第4 消防水利（法第33条第1項第2号及び令第25条第8号関係）

1 消防水利

消防に必要な水利として利用できる河川、池沼その他の水利が消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定による勧告に係る基準に適合していない場合において設置する消防水利は、当該基準に適合していなければならない。

〔参考—消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）〕

第1条 この基準は、市町村の消防に必要な水利について定めるものとする。

第2条 この基準において、消防水利とは、消防法（昭和23年法律第186号）第20条第2項に規定する消防に必要な水利施設及び同法第21条第1項の規定により消防水利として指定されたものをいう。

2 前項の消防水利を例示すれば、次のとおりである。

- | | | |
|-----------|-----------|---------|
| (1) 消火栓 | (5) 河川、溝等 | (9) 下水道 |
| (2) 私設消火栓 | (6) 濠、池等 | |
| (3) 防火水そう | (7) 海、湖 | |
| (4) プール | (8) 井戸 | |

第3条 消防水利は、常時貯水量が40立方メートル以上又は取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものでなければならない。

2 消火栓は、呼称65の口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならない。ただし、管網の一边が180メートル以下となるように配管されている場合は、75ミリメートル以上とすることができる。

3 私設消火栓の水源は、5個の私設消火栓を同時に開弁したとき、第1項に規定する給水能力を有するものでなければならない。

第4条 消防水利は、市街地（消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第2条第1号に規定する市街地をいう。以下本条において同じ。）又は準市街地（消防力の整備指針第2条第2号に規定する準市街地をいう。以下本条において同じ。）の防火対象物から一の消防水利に至る距離が、別表に掲げる数値以下となるように設けなければならない。

2 市街地又は準市街地以外の地域で、これに準ずる地域の消防水利は、当該地域内の防火対象物から一の消防水利に至る距離が、140メートル以下となるように設けなければならない。

3 前2項の規定に基づき配置する消防水利は、消火栓のみに偏することのないように考慮しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定に基づき消防水利を配置するに当たっては、大規模な地震が発生した場合の火災に備え、耐震性を有するものを、地域の実情に応じて、計画的に配置するものとする。

第5条 消防水利が、指定水量（第3条第1項に定める数量をいう。）の10倍以上の能力があり、かつ、取水のため同時に5台以上の消防ポンプ自動車部署できるときは、当該水利の取水点から140メートル以内の部分には、その他の水利を設けないことができる。

第6条 消防水利は、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 地盤面からの落差が4.5メートル以下であること。
- (2) 取水部分の水深が0.5メートル以上であること。
- (3) 消防ポンプ自動車が容易に部署できること。
- (4) 吸管投入孔のある場合は、その一边が0.6メートル以上又は直径が0.6メートル以上であること。

と。

第7条 消防水利は、常時使用しうるように管理されていなければならない。

別表（第4条関係）

用途地域	平均風速	年間平均風速が4メートル毎秒未満のもの	年間平均風速が4メートル毎秒以上のもの
近隣商業地域、商業地域、工業地域、工業専用地域 (メートル)		100	80
その他の用途地域及び用途地域の定められていない地域 (メートル)		120	100

備考 用途地域区分は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定するところによる。

2 その他

- (1) 現場打ち防火水そうの設計図書は、原則として盛岡地区広域消防組合作成のものに準ずること。
- (2) 二次製品防火水そうは、(財)日本消防設備安全センターの型式認定製品であること。
- (3) 現場打ち防火水そうの中間検査は、基礎工（床堀、栗石、基礎コンクリート）及び配筋工（底版、側版、頂版）を行うものとする。
- (4) 二次製品防火水そうの中間検査は、基礎工（床堀、栗石、基礎コンクリート）及び部材認定確認を行うものとする。
- (5) 完成検査は、入水前（内寸、防水、標識等）及び入水後（漏水検査）に行うものとする。

[参考—準拠する法令等]

- ・消防法（昭和23年法律第186号）
- ・消防法施行令（昭和36年政令第37号）
- ・消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）
- ・危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
- ・危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）
- ・消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）

第5 排水施設（法第33条第1項第3号、令第26条、規則第22条及び同第26条関係）

1 排水施設の計画

開発区域内の排水施設は、開発区域及びその周辺の状況並びに土地の地形、地盤の性質、開発区域の規模、予定建築物の用途及び降水量等から想定される汚水及び雨水を有効に排出するとともに、その排出によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められなければならない。

(1) 放流先

開発区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況、その他の状況を勘案して、河川その他公共の用に供している排水施設に接続することとし、当該施設の管理者と協議して定めなければならない。

なお、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、開発区域内において一時雨水を貯留する調節池等を設けることができる。

(2) 排出方法

排水は自然流下とし、雨水（処理された汚水その他の汚水でこれと同程度以上に清浄であるものを含む。）以外の下水は、原則として暗渠によって排水できるように定められなければならない。

2 計画流量

下水道を対象とする合理式方法を用いる。

(1) 雨水量の算出

ア 合理式

$$Q = 1 / 360 \cdot C I A \quad I = a / (t + b) \quad (\text{タルボット式})$$

Q：計画雨水量 (m³/sec)

C：流出係数

I：降雨強度 (mm/hr)

A：排水面積 (ha)

t：降雨継続時間 (min)

イ 流出係数C

ピーク流出係数が用いられているが、合理式の中で最も不明確な値である。

流出係数は、土地利用計画に応じ、表2-9地表面の種類別基礎流出係数又は表2-10用途地域の種類別平均流出係数により適切な値を設定するものとする。雨水量を算定するにあたり、開発区域外の区域についても考慮する必要がある場合は、公共下水道計画区域内（当該区域に流入する区域を含む）においては表2-11公共下水道計画流出係数の値を用いることとし、それ以外の区域においては表2-10の値を用いることとする。

表 2 - 9 地表面の種類別基礎流出係数

地表面の種類		流出係数	標準的な値
路面	舗砂	0.70 ~ 0.95	0.90
	利装道	0.30 ~ 0.70	0.60
路肩、のり面 など	細粒土	0.40 ~ 0.65	0.60
	粗粒土	0.10 ~ 0.30	0.20
	硬岩	0.70 ~ 0.85	0.80
	軟岩	0.50 ~ 0.75	0.70
砂質土の芝生	こう配0~2%	0.05 ~ 0.10	0.10
	" 2~7%	0.10 ~ 0.15	0.15
	" 7%以上	0.15 ~ 0.20	0.20
粘性土の芝生	こう配0~2%	0.13 ~ 0.17	0.15
	" 2~7%	0.18 ~ 0.22	0.20
	" 7%以上	0.25 ~ 0.35	0.30
屋根 間地 芝、樹林の多い公園 こう配の緩い山地 こう配の急な山地		0.75 ~ 0.95	0.90
		0.20 ~ 0.40	0.30
		0.10 ~ 0.25	0.20
		0.20 ~ 0.40	0.30
		0.40 ~ 0.60	0.50
田、水面 畑		0.70 ~ 0.80	0.75
		0.10 ~ 0.30	0.20

表 2 - 10 用途地域の種類別平均流出係数

用途地域の種類		流出係数	標準的な値
商業地域	下町	0.70 ~ 0.95	0.90
	下町の近接区域	0.50 ~ 0.70	0.60
工業地域	あまり密集していない地域	0.50 ~ 0.80	0.70
	密集している地域	0.60 ~ 0.90	0.80
住宅地域	間地の少ない住宅区域	0.65 ~ 0.80	0.75
	アパート区域	0.50 ~ 0.70	0.60
	間地庭園の多い住宅区域	0.30 ~ 0.50	0.40
緑地、その他	公園・墓地	0.10 ~ 0.25	0.20
	競技場	0.20 ~ 0.35	0.30
	鉄道操車場	0.20 ~ 0.40	0.30
	田畑・林など	0.10 ~ 0.30	0.20

表 2 - 11 公共下水道計画流出係数

区 域	流出係数	適 用
公共下水道計画区域	0.70	盛岡駅前地区及び盛岡駅西地区
	0.60	"
	0.50	その他の排水区
流入区域	0.30	平地
	0.20	山地

ウ 到達時間 t

下水道計画においては、到達時間は管渠上流端に排水区域最遠点から流集してくる流入時間 t_1 と管渠内流下時間 t_2 とを合計したものとして考える。

(ア) 流入時間 t_1

流入時間は排水区域の形状や面積の大小、地表面勾配、地被の状態、地表面流下距離、不浸透面の割合と粗度、凹み貯留容積、先行降雨量、降雨強度の大小など、多くの要因によって定まるものであり、今後の研究に待つべきものが多い。一般にわが国で用いられている流入時間は表 2 - 12 のとおりである。

表 2 - 12 流入時間の標準値

人口密度が大きい地区：5分	幹線：5分
人口密度が小さい地区：10分	枝線：7～10分
平均：7分	

(イ) 流下時間 t_2

雨水流出量を求めようとする地点で、それから上流の側溝、管渠などの最長延長をそれらの平均流速で割ったもので近似される。

平均流速は Manning 式で求める。

$$v = 1/n \cdot R^{2/3} I^{1/2} \quad R = A/P$$

v : 平均流速 (m/sec)

n : 粗度係数 (sec/m^{1/3})

R : 径深 (m)

I : 水面こう配

A : 排水断面積 (m²)

P : 潤辺長 (m)

表2-13 マニングの粗度係数

水路の形式	水路の状況	nの範囲	nの標準値
カルバート	現場打ちコンクリート		0.015
	コンクリート管		0.013
	コルゲートメタル管(1形)		0.024
	〃 (2形)		0.033
	〃 (へービング有)		0.012
	塩化ビニル管		0.010
	コンクリート2次製品		0.013
ライニングした水路	鋼、塗装なし、平滑	0.011~0.014	0.012
	モルタル	0.011~0.015	0.013
	木、かんな仕上げ	0.012~0.018	0.015
	コンクリート、コテ仕上げ	0.011~0.015	0.015
	コンクリート、底面砂利	0.015~0.020	0.017
	石積み、モルタル目地	0.017~0.030	0.025
	空石積み	0.023~0.035	0.032
ライニングなし水路	アスファルト、平滑	0.013	0.013
	土、直線、等断面水路	0.016~0.025	0.022
	土、直線水路、雑草あり	0.022~0.033	0.027
	砂利、直線水路	0.022~0.030	0.025
自然水路	岩盤直線水路	0.025~0.040	0.035
	整正断面水路	0.025~0.033	0.030
	非常に不整形な断面、雑草、立木多し	0.075~0.150	0.100

$$t_2 = L / \alpha v$$

t_2 : 流下時間 (sec)

L : 管渠の延長 (m)

v : マニング式による平均流速 (m/s)

α : ピーク流量の伝播速度の補正係数 (表2-14 伝播速度の補正係数参照)

表2-14 伝播速度の補正係数

断面形状	水深	補正係数	備考
正方形	8割	1.25	マニングの式を用い、クライツ・セドンの理論式より横流入がないものとして数値計算をしたもの (n=一定)
	5割	1.33	
	2割	1.48	

円形	8割	1.03
	5割	1.33
	2割	1.42

エ 降雨強度式 I

盛岡市における下水道計画のための標準降雨強度式は次のとおりである。

$$I = 2775 / (t + 15) \quad \text{確率年 8年}$$

[参 考]

河川を対象とする合理式は、一般に次式で示される。

$$Q = 1 / 3.6 \cdot f r A$$

Q : ピーク流量 (m³/sec)、f : 流出係数、r : 洪水到達時間中の平均雨量強度 (mm/hr)、
A : 流域面積 (km²)。

(ア) 流出係数 f 一般河川では次式が用いられる。

$$f = \text{総流出量} / \text{総雨量}$$

河川の流出係数は、表 2 - 15 日本河川の流出係数の値のとおりであり、将来の流域開発などを考慮して、0.7以上が用いられ、0.5以下は採用されないのが通常である。なお開発地区については 0.9を標準とする。

表 2 - 15 日本河川の流出係数の値

急峻な山地	0.75~0.90
三紀層山岳	0.70~0.80
起伏のある土地および樹林	0.50~0.75
平坦な耕地	0.45~0.60
かんがいの中の水田	0.70~0.80
山地河川	0.75~0.85
平地小河川	0.45~0.75
流域の半ば以上が平地である大河川	0.50~0.75

(イ) 洪水到達時間 t

河川の場合は、この到達時間は下水道の場合に比べて厳密性を欠いているが、一般にわが国では次の 2式が用いられている。

a ルチーハの式 (ドイツのバイエルン地方で使いならされている、山地河川の式)

$$t = L / w$$

$$w_1 = 72 (H / L)^{0.6} \quad (\text{km/hr})$$

$$w_2 = 20 (h / l)^{0.6} \quad (\text{m/sec})$$

t : 洪水到達時間 (hr)、w : 洪水到達速度 (km/hr、m/sec)、L、l : 常時河谷をなす最上流点より推定しようとする水平距離 (km、m)、H、hは同上の落差 (km、m) である。

b クラーヘンの式

$$t = L / W$$

W : 洪水到達速度 (表 2 - 16 による。)

表2-16 洪水到達速度

H/L	1/100以上	1/100~1/200	1/200以下
W (m/s)	3.5	3.0	2.1

この方法を用いる場合の注意事項としては、L、Hを計算する場合は分水嶺でなく、常時河谷をなす最上流点である。また、こう配急変点で上下流にわけて、到達時間を合算する方法がとられる。

(ウ) 降雨強度 I

盛岡市の降雨強度曲線は次のとおりであり、リターンピリオドは協議により決定する。

表2-17 降雨強度式と降雨強度算定結果 (クリーブランド式)

(単位: mm/hr)

再現期間	降雨強度式(Cleveland式)	標準自乗誤差	降雨継続時間(t)						
			10分	30分	60分	120分	180分	240分	300分
3年	$I_3 = 448.64 / (t^{0.63} + 1.689)$	0.1	75.3	43.9	30.2	20.3	16.0	13.5	11.8
5年	$I_5 = 471.75 / (t^{0.61} + 1.355)$	0.2	86.9	50.6	34.9	23.7	18.8	15.9	14.0
10年	$I_{10} = 480.02 / (t^{0.58} + 0.934)$	0.5	101.4	59.1	41.1	28.2	22.6	19.2	17.0
20年	$I_{20} = 478.02 / (t^{0.55} + 0.617)$	0.8	114.8	67.2	47.2	32.9	26.5	22.8	20.2
30年	$I_{30} = 494.90 / (t^{0.54} + 0.586)$	1.1	122.1	72.1	51.0	35.7	28.9	24.9	22.1
50年	$I_{50} = 522.10 / (t^{0.53} + 0.598)$	1.4	131.0	78.4	55.8	39.4	32.1	27.7	24.7
100年	$I_{100} = 505.25 / (t^{0.50} + 0.365)$	1.9	143.3	86.5	62.3	44.6	36.7	31.9	28.6

(2) 汚水量の算出の考え方は次によることとする。

基礎家庭汚水量 250ℓ/人・日

家庭分の (日平均汚水量) / (日最大汚水量) = 0.75

家庭分の (時間最大汚水量) / (日最大汚水量) = 1.50

地下水量 日最大汚水量の10%~20%

営業排水は、土地利用の実態及び将来の推定に基づいて算定する。また、工業排水は、実測値を得ることが困難な場合は、排水量原単位に基づき推定する。

なお、表2-18 計画汚水量を参考として掲げる。

表2-18 計画汚水量

予定建築物 計画汚水量	住宅地の場合 (ℓ/人・日)			工業排水含 (工業排水100ℓ/日とした場合) (ℓ/人・日)		
	汚水量	地下水(10% の場合)	計画汚水量	汚水量	地下水(10% の場合)	計画汚水量
日平均汚水量	250	35	285	330	45	375
日最大汚水量	335	35	370	440	45	485
時間最大汚水量	500	35	535	660	45	705

3 排水施設の流下量

(1) 流下量の計算

流下量の計算は、次の Manning 式を使用するものとする。

$$Q=A \cdot V$$

$$V=1/n \cdot R^{2/3} I^{1/2}$$

Q：流下量 (m³/sec)

A：流下の断面積

V：流速 (m/sec)

n：粗度係数

R：径深

I：勾配

(2) 排水施設等の断面積

管渠等の断面積は、管渠等の流下量が計画流出量より大となるように定めなければならない。

なお、開渠の断面の決定においては土砂、堆積等を考慮し、水深に対して20%の余裕をみること。

(3) 管渠の流速及び勾配

流速は、原則として雨水管の場合は 0.8m/sec以上3.0m/sec以下とし、污水管の場合は 0.6m/sec以上 3.0m/sec以下とするが、両者とも出来る限り 1.0～ 1.8m/secが望ましい。地表勾配がきつくと管渠の勾配が急になり、最大流速が3.0m/secを越すような結果になるときは適当な間隔に段差を設けて勾配を緩くし、流速を3.0m/sec以下とする。

4 排水施設の設置

(1) 排水施設の設置場所

公共の用に供する排水施設は、道路その他排水施設の維持管理上支障がない場所に設置すること。

(2) 暗渠の埋設位置及び深さ

暗渠となる排水施設を道路となるべき部分に埋設する場合は、その埋設位置及び深さは道路を管理することとなる者との協議により定めること。

(3) ます又はマンホールの位置及び配置

ます又はマンホールは、次に掲げる事項を考慮して設計すること。

ア ます又はマンホールは、維持管理上必要な箇所、管渠の起点及び方向又は勾配が著しく変化する箇所、管渠径等の変化する箇所、段差の生じる箇所、管渠の会合する箇所に必要に応じて設けること。

イ ます又はマンホールは、管渠の直線部においても管渠の長さがその内径又は内のり幅の 120 倍を超えない範囲において維持管理上必要な箇所に設けなければならない。

5 排水施設の種類及び構造

(1) 管渠の種類

下水管渠は、厚肉陶管、鉄筋コンクリート管、遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、下水道用硬質塩ビ管及びボックスカルバート等とし、内径又は内のり幅は20cm以上で、将来の維持管理などを充分考慮して、それぞれの特徴を生かして合理的に選択しなければならない。

また、コンクリート基礎については、道路土工指針によること。

(2) ます又はマンホールの構造

雨水ますの底部には深さ15cm以上の泥溜めを、また、マンホール及び污水ますの底部にはインバートを設けなければならない。

ます又はマンホールには、ふたが設けられていなければならない。ただし、污水排水のます又はマンホールは、密閉することができるものに限る。

6 防災調節池等

宅地開発に伴い、恒久的な施設として堤高の低いダム（高さ15m未満）による調節池を築造する場合は、公益社団法人日本河川協会「防災調節池技術基準（案）」により設計すること。

大規模な宅地開発に伴い、ダムによる調整池を築造する場合で、調整池の存置を暫定的な期間にわたるものとする場合は、公益社団法人日本河川協会「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準（案）」により設計すること。

7 浸透施設

近年、施設の計画規模を上回る降雨が頻発する状況において、浸水被害を出来る限り軽減させるため貯留浸透に積極的に取り組むことが望ましい。

浸透施設を設置する場合は、「宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説」（社団法人日本宅地開発協会）又は「雨水浸透施設技術指針（案）」（公益社団法人雨水貯留浸透技術協会）により設計すること。

なお、開発区域内の公共施設である道路側溝に浸透側溝を採用する場合は、法第32条の規定により、当該公共施設を管理することとなる者との調整が図られている必要がある。

[参考—準拠する法令等]

- ・下水道法（昭和33年法律第79号）
- ・下水道法施行令（昭和34年政令第147号）
- ・下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）
- ・河川法（昭和39年法律第167号）
- ・河川法施行令（昭和40年政令第14号）
- ・河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）
- ・下水道施設設計指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）
- ・流域貯留施設等技術指針（案）（公益社団法人日本河川協会）
- ・水理公式集（公益社団法人土木学会）

第6 給水施設（法第33条第1項第4号関係）

1 給水施設の計画

水道その他の給水施設は、次に掲げる事項を勘案して、当該開発区域について想定される需要に支障をきたさないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められなければならない。この場合において、当該給水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合しなければならない。

- (1) 開発区域の規模形状及び周辺の状況
- (2) 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質
- (3) 予定建築物の用途
- (4) 予定建築物の敷地の規模及び配置

2 給水施設の設定

- (1) 水道事業者からの給水を受けようとする場合には、開発区域を給水区域に含む水道事業者と協議を行い、その結果協議が整ったものでなければならない。
- (2) (1) 以外の場合で給水人口が100人を超える場合又は供給能力が20立方メートルを超える場合は専用水道の取扱いを受けるので、その工事に着手する前に当該工事の設計が水道法に定められている施設基準に適合するものであることについて市長の確認を受けなければならない。
- (3) (1) 及び(2) に該当しないものを給水施設として設定する場合は、水質検査を受けて飲料水として適当であることを確認するなど必要な措置を講じること。

[参考—準拠する法令等]

- ・水道法（昭和32年法律第177号）
- ・水道法施行令（昭和32年政令第336号）
- ・水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）
- ・盛岡市水道事業給水条例（昭和35年盛岡市条例第14号）
- ・水道施設設計指針（公益社団法人日本水道協会）

第7 公益的施設（法第33条第1項第6号及び令第27条関係）

1 施設配置計画

主として住宅の建築の用に供する目的で行なう20ha以上の開発行為にあつては、当該開発行為の規模に応じ必要な教育施設、医療施設、交通施設、購買施設その他の公益的施設が、それぞれの機能に応じ居住者の有効な利用が確保されるような位置及び規模で配置されていなければならない。ただし、周辺の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

2 教育施設

教育施設を管理することとなる者と協議したうえで、文部科学省が定める設置基準に基づき用地を確保するものとする。ただし、開発区域周辺の状況により、管理することとなる者が必要がないと認める場合は、この限りでない。

3 購買サービス施設

購買サービス施設の店舗数及び業種は、開発区域内の予定戸数及び開発区域周辺の店舗等の状況を考慮して適切に定めるものとする。

4 保健施設

保健施設の配置は、下記を標準とする。

- (1) おおむね1分区以上の規模では内科、外科を中心として歯科、小児科などの主要科を含めた医療施設を計画するものとする。
- (2) 1住区以上の規模では、総合的な診療所あるいは病院を設置するものとする。

5 福祉施設

福祉施設の配置は、下記を標準とする。

- (1) 保育所及び児童厚生施設の設置にあつては、通勤のための動線を考慮するとともに、幼児公園、診療所と関連をもたせて計画するものとする。なお、計画収容乳幼児は入居予定者を想定して定めるものとする。
- (2) 保育所及び児童厚生施設の規模は、厚生労働省の定める児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）に適合するように定めるものとする。

第8 宅地の防災（法第33条第1項第7号、令第28条、規則第23条及び同第27条関係）

1 地盤の措置

開発区域内の土地が、地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地であるときは、次のような地盤の改良、擁壁の設置又は排水施設の設置等安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていなければならない。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成工事規制区域内の土地であるときは、当該土地における開発行為に関する工事の計画が、同法第9条の規定に適合していなければならない。

- (1) 開発区域内の地盤が軟弱である場合には、地盤の沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講ぜられていること。
- (2) 開発行為によって崖が生じる場合には、崖の上端に続く地盤面は、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配がとられていること。なお、崖とは、地表面が水平面に対し 30° を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。
- (3) 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の設置、土の置換えその他の措置が講ぜられていること。
- (4) 盛土をする場合には、盛土に雨水その他の地表水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね30cm以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置が講ぜられていること。
- (5) 盛土材料及び盛土高に対するのり面の標準勾配を表2-19盛土材料及び盛土高に対するのり面標準勾配に示す。ここに示す条件以外の盛土を行う場合は、土質試験等によりのり面の安定を検討すること。

表2-19 盛土材料及び盛土高に対するのり面標準勾配

盛土材料	盛土(m)	こう配	摘要
粒度の良い砂 SW	0～5	1：1.8	基礎地盤の支持力が十分にあり、浸水の影響のない盛土に摘要する。
礫および細粒分混り礫 GM, GC, CW, GP	5～15	1：1.8～1：2.0	
粒度の悪い砂 SP	0～10	1：1.8～1：2.0	
岩塊（くずを含む）	0～10	1：1.8	
	10～20	1：1.8～1：2.0	
砂質土 SM, SC	0～5	1：1.8	
硬い粘質土、硬粘質土（洪積属の硬い粘質土、粘土、関東ロームなど）	5～10	1：1.8～1：2.0	
火山灰質粘性土 Vh ₂	0～5	1：1.8～1：2.0	

- (6) 著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないように、段切りその他の措置が講ぜられていること。
- (7) 切土又は盛土をする場合において、地下水により崖崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがあると

きは、集水地域の面積を用いて算定した計画地下水排水量を有効かつ適切に排出することが出来るよう排水施設が設置されていること。

2 崖面及びのり面

(1) 崖面の措置

開発行為によって生じる崖面は、擁壁の設置、石張り、芝張り、モルタル吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護しなければならない。

(2) 従前の崖についての措置

開発区域内の土地が、高さ2mを超える従前の崖の上に接する土地（崖の下端からの水平距離が崖の高さの2倍以内の土地をいう。）若しくは従前の崖の下に接する土地（崖の上端からの水平距離が崖の高さの2倍以内の土地をいう。）にある場合は、擁壁の設置等安全上支障がないように必要な措置を講じなければならない。

(3) のり面の措置

のり高の大きい切土及び盛土のり面では、のり高5m毎に幅1～2mの小段を設けるとともに、のり面小段排水溝を設置すること。また、高さが2mを超える法面の排水が直接区域外に流出する場合には、法尻に排水溝を設置すること。

のり面は、雨水による侵食等を防止するため、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を行うこと。

3 擁壁の設置

(1) 擁壁の設置

切土をした土地の部分に生ずる高さが2mを超える崖、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1mを超える崖又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2mを超える崖の崖面は、擁壁で覆わなければならない。このとき、小段等によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水面に対し 30° の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下を一体の崖面とみなす。

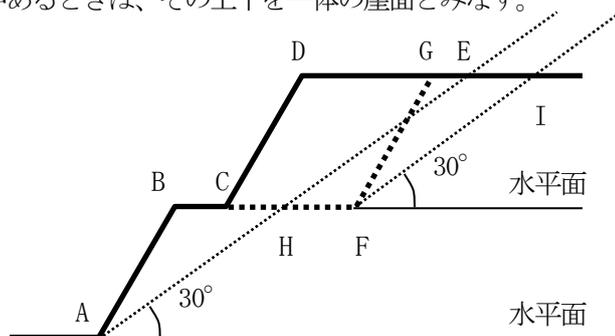
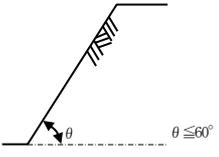
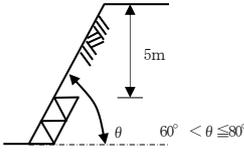
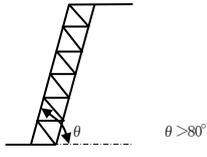
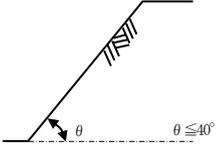
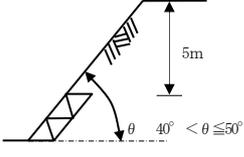
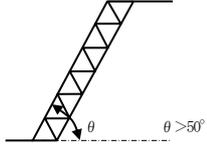
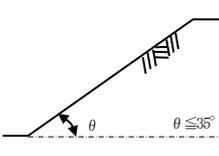
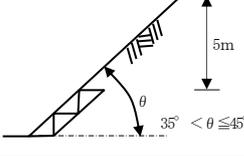
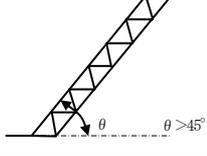


図2-5 一体の崖面

(注) この図でABCDIで囲まれる部分是一体の崖とみなされ、ABFGIで囲まれる部分是一体の崖とみなされず、それぞれABF及びFGIの別々の崖とみなされる。

ただし、切土の場合、表2-20 切土の場合の擁壁設置の要否の(A)及び(B)に該当するものについては、擁壁の設置を行わないことが出来る。また、切土盛土に関わらず、土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面についても擁壁の設置を行わないことができる。

表2-20 切土の場合の擁壁設置の要否

区分 土質	擁壁不要(A)	崖の上端からの垂直距離 5mまで擁壁不要(B)	擁壁を要する(C)
軟岩（風化の 著しい物を除く）	 $\theta \leq 60^\circ$	 $60^\circ < \theta \leq 80^\circ$	 $\theta > 80^\circ$
風化の著しい 岩	 $\theta \leq 40^\circ$	 $40^\circ < \theta \leq 50^\circ$	 $\theta > 50^\circ$
砂利, 真砂土, 関東ローム, 硬質粘土その 他これらに類 するもの	 $\theta \leq 35^\circ$	 $35^\circ < \theta \leq 45^\circ$	 $\theta > 45^\circ$

(注) 1 この表は、切土崖に適用されるものであり、盛土又は切土と盛土を同時にした土地の部分に生ずる崖については適用しない。

2 区分(A)の崖の部分により上下に分離された崖の部分があるときは、区分(A)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

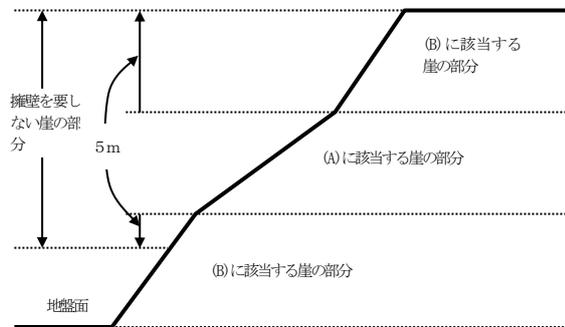


図2-6 連続した崖

(2) 擁壁各部の名称

擁壁各部の名称は次のとおりであり、擁壁高、根入れ及び擁壁厚等は、図2-7 擁壁各部の名称のとおりとする。

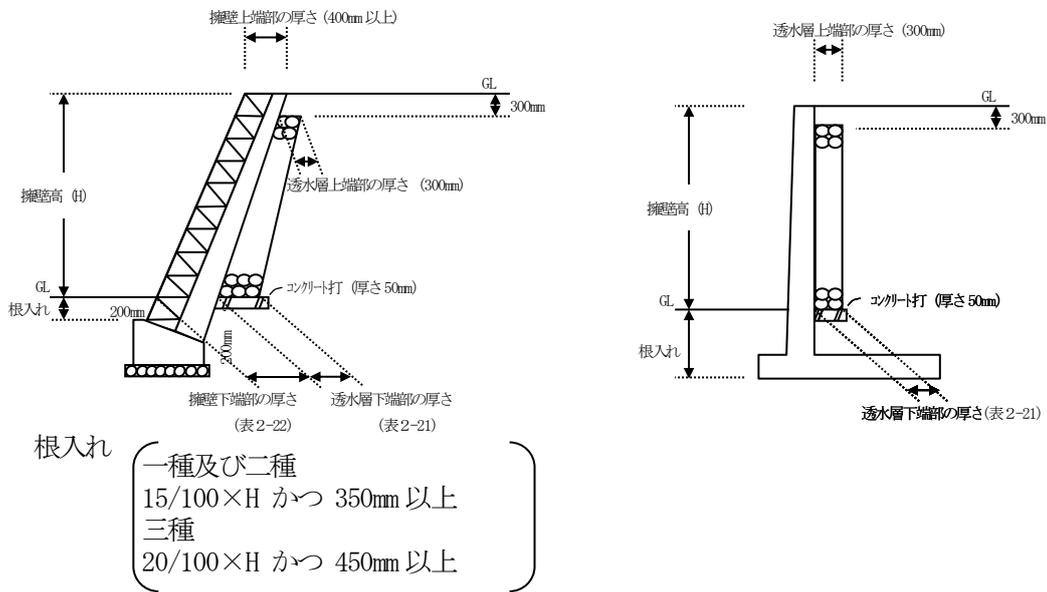


図2-7 擁壁各部の名称

(3) 擁壁の構造

設置する擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

ア 擁壁の設計条件

擁壁は、宅地造成等規制法の規定に基づき設計することを原則とする。

宅地造成等規制法施行令で想定する擁壁の設計条件は次のとおりであり、この条件以外の場合には別途安定計算を行うこと。

- (イ) 地盤面上の荷重 5 kN/m^2 (又は余盛30cm以下) であること。ただし、大型自動車が走行すると予想される場合は、 10 kN/m^2 とすること。
- (イ) 積ブロック形式以外の擁壁では、擁壁背面傾斜角 10° 以下であること。

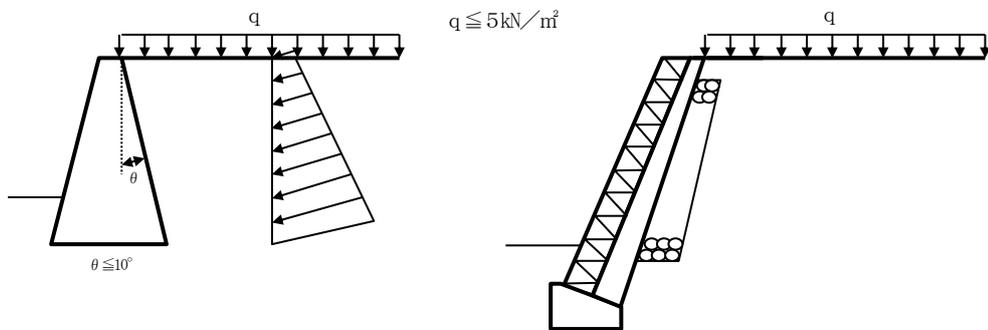
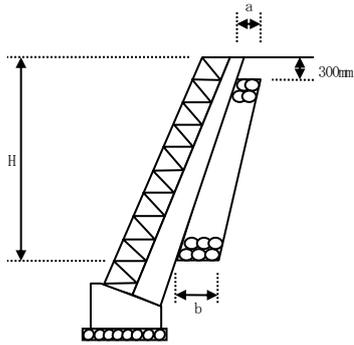


図2-8 宅地造成等施行令に規定する擁壁

イ 透水層

透水層は次表のとおりとする。

表2-21 透水層

切土・盛土の別	透 水 層 の 厚 さ		備 考
	上 端(a)	下 端(b)	
切土部	30cm	30cm	
盛土部	30cm	擁壁の高さの100分の20（その値が60cmに満たないときは60cm）以上	 <p>ただし、L型擁壁等の場合は、盛土部であっても下端の厚さ（b）を30cmとすることが出来る。</p>

ウ 擁壁の水抜穴及び止水コンクリート

擁壁の水抜穴は、壁面の面積3㎡以内毎に少なくとも1箇所の割合で内径が7.5cm以上の陶管その他これに類する耐水材料を用い設置すること。また、透水層の下面に厚さ5cm以上の止水コンクリートを設けるものとする。

エ 伸縮継目

伸縮継目は、原則として擁壁長さ20m以内ごとに1箇所設け、特に地盤の変化する箇所、擁壁高さが著しく異なる箇所、擁壁の構造・工法を異にする箇所に有効に伸縮継目を設け、基礎部分まで切断すること。

(4) 練積造の擁壁

練積み造の擁壁は、高さ5m以下とし、表2-22練積造の擁壁を標準として設計する。また、石材その他の組積材は控え長さを30cm以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じりの砂で有効に裏込めしなければならない。また、擁壁には一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けるものとする。

表 2-22 練積造の擁壁

土 質		擁 壁		
		勾 配	高 さ	下端部の厚さ
一 種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	70° を超え75° 以下	2 m以下	40cm以上
			2 mを超え 3 m以下	50cm以上
		65° を超え70° 以下	2 m以下	40cm以上
			2 mを超え 3 m以下	45cm以上
			3 mを超え 4 m以下	50cm以上
		65° 以下	3 m以下	40cm以上
			3 mを超え 4 m以下	45cm以上
4 mを超え 5 m以下	60cm以上			
二 種	砂質土、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	70° を超え75° 以下	2 m以下	50cm以上
			2 mを超え 3 m以下	70cm以上
		65° を超え70° 以下	2 m以下	45cm以上
			2 mを超え 3 m以下	60cm以上
			3 mを超え 4 m以下	75cm以上
		65° 以下	2 m以下	40cm以上
			2 mを超え 3 m以下	50cm以上
3 mを超え 4 m以下	65cm以上			
4 mを超え 5 m以下	80cm以上			
三 種	その他の土質	70° を超え75° 以下	2 m以下	85cm以上
			2 mを超え 3 m以下	90cm以上
		65° を超え70° 以下	2 m以下	75cm以上
			2 mを超え 3 m以下	85cm以上
			3 mを超え 4 m以下	105cm以上
		65° 以下	2 m以下	70cm以上
			2 mを超え 3 m以下	80cm以上
3 mを超え 4 m以下	95cm以上			
4 mを超え 5 m以下	120cm以上			

天端幅 { 一種及び二種にあつては 40cm 以上
三種にあつては 70cm 以上

(5) 鉄筋コンクリート造等又は無筋コンクリート造の擁壁の構造

ア 擁壁の構造は、構造計算によって次の(1)から(4)まで該当することが確かめられたものでなければならない。

- (ア) 土圧、水圧、及び自重（以下、「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
- (イ) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。

- (ウ) 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。
- (エ) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
- イ アの構造計算に必要な数値は、次の(ア)～(ウ)によらなければならない。
- (ア) 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ、表2-23土質ごとの単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。

表2-23 土質ごとの単位体積重量及び土圧係数

土 質	単位体積重量 (kN/m ³)	土圧係数
砂利又は砂	18	0.35
砂質土	17	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	16	0.50

- (イ) 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ表2-24土質ごとの摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

表2-24 土質ごとの摩擦係数

土 質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも15cmまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3

- (ウ) 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令第90条、第91条、第93条及び第94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値。

a 鋼材等の許容応力度は、表 2-25 鋼材の許容応力度によらなければならない。

表 2-25 鋼材の許容応力度

許容応力度種類		長期に生ずる力に対する許容応力度 (N/mm ²)			短期に生ずる力に対する許容応力度 (N/mm ²)		
		圧縮	引張り		圧縮	引張り	
			せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合		せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合
丸鋼		F/1.5 (当該数値が155を超える場合には、155)	F/1.5 (当該数値がF/1.5を超える場合には、155)	F/1.5 (当該数値が一九五を超える場合には、195)	F	F	F (当該数値が295を超える場合には、295)
異形鉄筋	径28mm以下のもの	F/1.5 (当該数値が215を超える場合には、215)	F/1.5 (当該数値が215を超える場合には、215)	F/1.5 (当該数値が195を超える場合には、195)	F	F	F (当該数値が390を超える場合には、390)
	径28mmを超えるもの	F/1.5 (当該数値が195を超える場合には、195)	F/1.5 (当該数値が195を超える場合には、195)	F/1.5 (当該数値が195を超える場合には、195)	F	F	F (当該数値が390を超える場合には、390)
鉄線の径が4mm以上の溶接金網		—	F/1.5	F/1.5	—	F (ただし、床版に用いる場合に限る。)	F
この表において、Fは、基準強度 (N/mm ²) を表すものとする。							

b コンクリートの許容応力度

コンクリートの許容応力度は、表2-26 コンクリートの許容応力度の数値によらなければならない。

表2-26 コンクリートの許容応力度

長期に生ずる力に対する許容応力度 (N/mm ²)				短期に生ずる力に対する許容応力度 (N/mm ²)			
圧縮	引張り	せん断	付着	圧縮	引張り	せん断	付着
F/3	F/30 (Fが21を超えるコンクリートについて、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値)		0.7 (軽量骨材を使用するものにあつては、0.6)	長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の2倍 (Fが21を超えるコンクリートの引張り及びせん断について、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値) とする。			
この表において、Fは、設計基準強度 (N/mm ²) を表すものとする。							

c 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力

地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めなければならない。ただし、表2-27 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力に掲げる地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれの数値によることができる。

表2-27 地盤の許容支持力

地 盤	長期に生ずる力に対する許容応力度 (kN/m ²)	短期に生ずる力に対する許容 応力度 (kN/m ²)
岩 盤	1,000	長期に生ずる力に対する許容 応力度のそれぞれの数値の2 倍とする。
固結した砂	500	
土 丹 盤	300	
密実な礫層	300	
密実な砂質地盤	200	
砂 質 地 盤	50	
堅い粘土質地盤	100	
粘土質地盤	20	
堅いローム層	100	
ロ ー ム 層	50	

(6) 国土交通大臣認定擁壁の扱い

宅地造成等規制法施行令第14条に基づく認定を受けた擁壁を使用する場合は、構造計算、応力計算を省略して良い。ただし、認定を受けた設計条件に適合する土質であることを証する書類を提出すること。

[参考—準拠する法令等]

- ・宅地造成等規制法（昭和36年法律第 191号）
- ・宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）
- ・宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第 3 号）
- ・宅地造成等規制法施行細則（平成12年盛岡市規則第53号）
- ・宅地防災マニュアルの解説（株式会社ぎょうせい）
- ・建築基準法（昭和25年法律第 201号）
- ・建築基準法施行令（昭和25年政令第 338号）
- ・建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）

第9 樹木の保存及び表土の保全（法第33条第1項第9号、令第28条の2及び規則第23条の2関係）

開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、開発行為の目的等を勘案して、開発区域における植物の育成の確保に必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるよう設計が定められなければならない。

1 樹木の保存の計画

(1) 健全な樹木又は健全な樹木の集団については、その存する土地を公園又は緑地として配置する等により、保存の措置を講ずること。ただし、開発行為の目的、開発区域の周辺の状況等及び樹木又は樹木の集団の位置を勘案してやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

(2) 樹木の保存の範囲

樹木の保存については表2-28の範囲で行うものとする。

表2-28 樹木の保存

開発区域の面積	樹木の保存	
	1 ha 以上	健全な樹木
健全な樹木の集団		高さ5m 面積 300㎡以上

(3) 樹木の保存の措置

ア 保存対象樹木又は樹木の集団をそのまま存置しなければならない。

イ 保存対象樹木又は樹木の集団の存する土地は、図2-9 樹木の保存のとおり、少なくとも枝ぶりの垂直投影下については、原則として、切土又は盛土は行ってはならない。

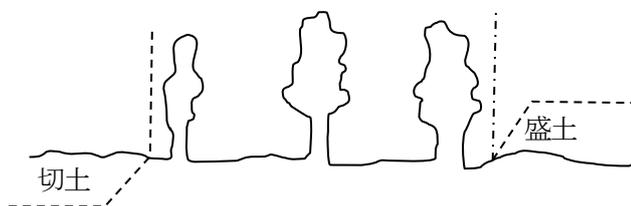


図2-9 樹木の保存

2 表土の保全の計画

(1) 表2-29表土の保全に該当する開発行為の場合は、切土、盛土する部分について、表土の復元、客土、土壌の改良等の措置が講ぜられるよう設計が定められなければならない。ただし、植栽の必要がないことが明らかな部分及び植物の生育が確保される部分は除く。

表2-29 表土の保全

開発区域の面積	切土、盛土の高さ	切土、盛土の面積
1 ha以上	1 m以上	1,000㎡以上

(2) 表土の保全の方法

ア 表土の復元

開発区域内の表土を造成工事中まとめて保存し粗造成が終了する段階で、必要な部分を復元する。表土の厚さの標準は、20~40cm程度とする。

イ 客土

開発区域外の土地を採掘し、その表土を開発区域内の必要部分におおおう。開発区域外の表土は、原則として、地下室工事などで不要となる表土を用いること。

ウ 土壌の改良

土壌改良剤と肥料を与え耕起する。

エ その他

(ア) リップパーによる引掻き・・・・・・・・土壌を膨軟にする。

(イ) 発破使用によるフカシ・・・・・・・・ //

(ウ) 粘土均し・・・・・・・・保水性の悪い土壌の改良

(3) 表土の保全の手順

ア 盛土、切土する区域について、表土の厚さの確認をする。

イ 区域内の採取量と復元量との調整を図る。

ウ 造成工事の工程内における表土の復元の工程を定める。

エ 造成工事開始し、表土の復元を行う。

第10 緩衝帯（法第33条第1項第10号、令第28条の3及び規則第23条の3関係）

1 開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれのある予定建築物の建築の用に供する目的で行う開発計画にあつては、法第33条第1項第2号で求められる公共用地である公園等とは別に、緑地帯、その他の緩衝帯が開発区域の境界に沿って、その内側に配置されるよう設計が定められていなければならない。ただし、開発区域外にある公園、緑地、河川等に隣接する部分については、その規模に応じ、緩衝帯の幅員を減少し、又は緩衝帯を配置しないことができる。また、出入口については、緩衝帯は不要である。

2 緩衝帯の幅員

緩衝帯の幅員は、表2-30 緩衝帯の幅員により配置しなければならない。

表2-30 緩衝帯の幅員

開発区域面積		緩衝帯の幅員
1.0 ha以上	1.5 ha未満	4m以上
1.5 "	5.0 "	5 "
5.0 "	15.0 "	10 "
15.0 "	25.0 "	15 "
25.0 "		20 "

3 緩衝帯の措置

- (1) 緩衝帯として確保した用地については、原則として植栽等の措置を行うものとする。
- (2) 緩衝帯として確保した用地については、区域を境界石等で明確にするものとする。

その他の基準

第1 輸送施設 (法第33条第1項第11号及び令第24条)

40ha以上の開発行為にあつては、当該開発行為が道路、鉄道等による輸送の便等からみて支障がないと認められなければならない。

第2 申請者の資力及び信用 (法第33条第1項第12号及び令第24条の2)

- 1 自己の居住用建築物又は1ha未満の自己業務用建築物若しくは特定工作物を目的とするもの以外の開発行為を行う場合は、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用がなければならない。
- 2 その判断は、資金計画・過去の事業実績等を勘案して行い、特に資金計画については、処分収入を過当に見積もってはならない(工区分けを伴わない開発行為にあつては、工事完了後に発生する宅地処分収入を収入項目に計上することは通常認められない)。

第3 工事施行者の能力 (法第33条第1項第13号及び令第24条の3)

- 1 自己の居住用建築物又は1ha未満の自己業務用建築物若しくは特定工作物を目的とするもの以外の開発行為を行う場合は、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力がなければならない。
- 2 その判断は、当該工事の難易度、過去の事業実績等を勘案して行う。

第4 関係権利者の同意 (法第33条第1項第14号)

- 1 当該開発行為をしようとする土地若しくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある建築物その他の工作物について、当該開発行為の施行又は当該開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得なければならない。
- 2 妨げとなる権利を有する者とは、土地については、所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権、抵当権、先取特権を有する者及び保全処分者をいい、工作物については、所有権、賃借権、質権、抵当権、先取特権を有する者及び土地改良施設管理者をいう。
- 3 土地所有者等の同意を得られないまま開発許可を得た土地については、当該開発者は何らかの私法上の権限を取得するものではないことから、当該土地について権利者の同意を得なければ工事を行うことができないことはいふまでもない。

なお、申請には、次に掲げるすべてにおいて、それぞれ最低 2/3の同意を得ること。

- (1) 権利を有するすべての者
- (2) 所有権を有するすべての者
- (3) 借地権を有するすべての者
- (4) 土地の総地積と借地地積との合計地積
- 4 建築基準法による位置指定道路が開発区域に編入される場合又は開発行為に関する工事により改廃される場合は、当該位置指定道路に所有権、借地権、地役権等民法上の権利を有している者は対象に含まれるが、単に接道義務を満足しているという事実上の利益を受けているのみの者はこれに含まれない。
- 5 鉱業権者が実際に当該鉱物の掘採、取得をする場合には、改めて当該鉱物の存する部分の土地について、所有権その他の権限を取得する必要がある、したがって、鉱業権のみでは対象に含まれない。